

# 平成29年海津市議会第2回定例会

## ◎議事日程(第2号)

平成29年6月12日(月曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

## ◎出席議員(12名)

1番	飯田洋君	3番	六鹿正規君
4番	堀田みつ子君	5番	松岡光義君
6番	赤尾俊春君	7番	川瀬厚美君
8番	浅井まゆみ君	9番	橋本武夫君
11番	伊藤誠君	13番	服部寿君
14番	水谷武博君	15番	森昇君

---

## ◎欠席議員(なし)

---

## ◎欠員(3名)

---

## ◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	福田政春君
教育長	中野昇君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	青木彰君
市民環境部長	中島哲之君	健康福祉部長	近藤敏弘君

健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	近藤正人君	産業経済部長	林真治君
建設水道部長	菱田一義君	危機管理局 危機管理監 監察室長	三木孝典君
教育委員会 事務局次長	伊藤精治君	会計管理者	伊藤裕紀君
監査委員事務局次長 公平委員会 事務局書記長	伊藤裕康君	農業委員会 事務局次長	菱田昭君
消防長	吉田一幸君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	寺村典久君
総務部 企画財政課長	近藤三喜夫君	産業経済部 農林振興課長	河合敏明君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	伊藤尚幸	議会事務局 議会総務課長兼 議事調査係長	近藤康成
議会事務局 議会総務課 議会総務係 課長補佐 兼局長	渡辺美香		

◎開議宣告

○議長（森 昇君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において11番 伊藤誠君、13番 服部寿君を指名します。

---

◎一般質問

○議長（森 昇君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上で行い、再質問があった場合は自席でお願いをいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

---

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（森 昇君） 最初に、3番 六鹿正規君の質問を許可します。

六鹿正規君。

[3番 六鹿正規君 質問席へ]

○3番（六鹿正規君） 今、議長のお許しをいただきました。2点、質問をさせていただきます。

まず、第1点目、駒野工業団地開発事業についてお尋ねします。2点目、財政再建についてお尋ねします。

まず、4月23日の市長選挙で4回目の当選を果たされました市長に対して、早速質問させていただきます。

その前に、4選をなし遂げたあなたが新聞社のインタビューに応じた中で、「次点の候補者に肉薄された選挙結果をどう受けとめるか」の問いに対して、「施設使用料の値上げや自治会補助金の削減など、市民に痛みを感じられる施策を選挙前に実施したので厳しくなるとは認識していた。ふたをあけたら、接戦でびっくりした。私の訴えが弱かったのだろう」と、

本当は市長、あなたの負けなんですよ。有効投票の過半数に達していないので、そのあたりをよく認識していただきたい。

本題に入ります。

あなたが3期12年でやり残した、駒野工業団地と言われる駒野工業団地予定地についてお尋ねをします。

5月19日に開催された全員協議会の中で駒野工業団地開発事業に係る債務負担行為についての説明がありました。

今後、土地開発公社が事業を進めるには事業資金が必要であるが、しかし、市の債務保証がなければ金融機関からの借入れができないことから、およそ21億円を限度額とする債務負担行為の補正に際し、第2回定例会に関係議案を提出したいと。

また、議決をいただいた後に土地開発公社と締結をした基本協定及び細目協定を一部変更する必要があり、主な変更点は、1. 事業期間を「平成29年度まで」を「平成31年度まで」に延長、2. 事業費については「19億円」を「21億円」に変更、3. 市の責任と負担において実施する関連公共事業については、「道路舗装」を「道路整備」に変更したいとの話でした。

この事業を進めるには関係者との協議及び同意が必要はなはずだが、その後、何か進展があったのか、お尋ねをします。

次に、財政再建についてお尋ねをします。

冒頭で述べたように、今回の選挙結果は、まさしくあなた自身を感じられたように、施設使用料の値上げや自治会補助金の削減など市民が痛みを感じる施策を実施したため、まさしくそのとおりなんです。

私は、第1回定例会で一般会計に対して反対討論をいたしました。その内容は、「議案第1号 平成29年度海津市一般会計予算に対して反対をする者です。なぜならば、財源が厳しいことを盾に、ボランティア団体、サークル活動、スポーツなどで使用する施設使用料金、また高齢者の医療費の抑制にもつながるグラウンドゴルフ利用料金の大幅値上げによる増収を当てにして組まれた予算です。行政の無駄の見直しをすることもなく、常勤の特別職及び議員報酬の減額もしないで、市民の皆様だけに厳しさを押しつける市民いじめ予算ではないかと思えます。したがって、市民いじめ予算と考えられる議案第1号 平成29年度海津市一般会計予算には賛成するわけにはまいりません。以上、反対討論を終わります」と。

市長、今回の選挙結果を踏まえ、市民の皆様だけに厳しさを押しつけた予算の見直しは考えられないのか。それができないのなら、常勤の特別職及び議員報酬の減額を考えてはどうですか。そして、少しでも市民の皆様と厳しさを共有すべきと思うが、市長の考えをお尋ねします。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の1点目の駒野工業団地開発事業についての御質問にお答えします。

駒野工業団地開発事業が当初計画から大幅におくれ、市民の皆様に御心配をおかけしていることを心よりおわび申し上げます。

事業を進めるには関係者との協議及び同意が必要なはずだが、その後、何か進展があったのかについてお答えします。

このたびの市長選におきまして市民の皆様より信任をいただいたことで南濃町山下土地改良組合から話し合いの申し出があり、協議させていただいた結果、排水等について御理解を得ることができましたことを御報告申し上げます。

今後は、地元の皆様に十分な説明をしながら、事業を粛々と進め、優良企業を誘致することで、若者はもとより、市民の皆様の雇用の場を創出し、当市の自主財源の増大を図ることを目指していきたいと思っております。

2点目の財政再建についての御質問にお答えします。

まず、市民の皆様だけに厳しさを押しつけた予算の見直しは考えられないのかですが、本市では、少子・高齢化の急激な進行による生産年齢人口の減少や、本格的な回復基調に至っていない景気動向等により市税の歳入確保が難しくなる一方、社会保障関連費や公債費等の経常経費の増大により財政の硬直化が進んでおり、財政を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こうした財政状況の中、行政改革を積極的に推し進め、第3次海津市行政改革大綱及び第3次海津市集中改革プランをもとに、事務事業の見直し、公共的施設の見直し、外部委託の推進、歳入の確保・歳出の抑制、団体運営補助金の見直し、受益者負担の見直しなどを行っております。

御指摘のありました自治会補助金の削減につきましては、団体運営補助金の見直しの一環として取り組んだもので、海津市行政改革大綱の基本方針により、平成21年度予算から補助金の整理、合理化を図り、平成23年10月には海津市団体運営補助金交付基準を策定し、補助金交付基準として、公益性、効率性、公平性、優先性、必要性の観点から評価し、補助金の見直しをしております。

自治会活動交付金につきましては、平成29年度予算から減額しております。

施設使用料の値上げに関しましては、受益者負担の見直しの一環として取り組んだものでございます。改正前の施設使用料は、旧3町の基本料金が基本となり、長年にわたって据え

置かれてきたものが多く、施設を利用する人と施設を利用しない人との負担の公平性という観点から見直しが必要でありました。

平成27年1月に策定いたしました「公の施設の受益者負担金の適正化に関する基本方針」では、3つの基本方針、受益者負担の原則、算出方法の明確化、減免基準の統一化をもとに作成しております。

受益者負担の原則の考え方は、施設を利用する人と施設を利用しない人と公平性を保つこととし、サービスの性質に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定しています。

また、算出方法の明確化では、全ての公の施設に対する統一的な使用料の算出方法を定めて透明性を確保し、減免基準の統一化では、本来、減免制度は、まちづくりのために必要な施策、教育・文化の振興、社会的弱者への配慮といった政策的に誘導を図る目的の特例措置で、真にやむを得ないものに限定されるべきもので、統一的な基準を設けました。

施設料金の見直しに当たっては、受益者負担を原則としながらも、施設の設置目的や進めべき政策等を検討し、また急激な負担増とならないよう激変緩和措置を設けて見直しておりますので、議員が言われますように財政再建の観点からも御理解をいただくようお願い申し上げます。

次に、常勤の特別職及び議員報酬の減額を考えてはどうかですが、現在の市長、副市長及び教育長の給料月額並びに市議会議員の報酬月額は、平成26年12月に海津市特別職報酬等審議会の答申に基づき決定した金額でございます。当時の審議会の附帯意見として、「本審議会の開催については、市の取り巻く社会経済情勢が目まぐるしく変化する状況下に的確に対応し、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を行うためにも、おおむね2年から3年程度の間隔で定期的を開催することが望ましい」との御意見をいただいております。

今年度は答申をいただいてから3年目に当たる年でございますので、特別職報酬等審議会に市長、副市長及び教育長の給料月額並びに市議会議員の報酬月額について諮問し、意見を求めたいと考えておりますので、御理解いただくようお願い申し上げます。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 長年の懸案であった駒野工業団地の問題が一步前進したのかなあというふうに私も考えます。そういったことには私も大変喜ぶわけでございますけれども、今までの問題は、土地開発公社と山下土地改良区の皆さん方との問題であったと私は感じております。私はそれに対していろいろと携わってまいりましたけれども、これからは海津市の大きな問題だと思うんです。海津市がこの工業団地を完成した後、完売するまでの金利は、全

てうちにかかってくることは、当然、皆様も御認識をさせていただいておると思うんです。

今回、大きな問題になった事前着工、都計法違反の問題は、裁判所において認められたということで、公社は一応勝ちというふうになりました。私はそのときに、裁判には勝ったけれども、後に大きな支出が生じたなということを考えました。

その大きな支出というのは、冒頭約19億円の中に入っていなかったはずだと思うんですよ。今回、事業が一步も二歩も進む中で、あの仮置きとされた多くの公共残土、あれは必ず移転しなければならないです。それに対して、ざっと予算が1億数千万かかるというふうに聞いております。その予算は、本来どこが払うべきなのか。私が考えるには、裁判に勝った土地開発公社が払うべきだと思いますけれども、その点、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 公社と市との共同事業でございますので、この工事費の中で支払うべきというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） ということは、その1億数千万円が今回の21億に増額するための予算と考えてもいいのか。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 仮置きをしておりましたので、それにつきましては、ある程度の方につきましては、最初の事業費の中に見込んであるというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） ということは、これがもし告発がないまま事業が進んでおったら、その仮置きの予算、移動するというのは、それでも見てあったのか。告発されなくても移動するつもりでおったのか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 公社にお尋ねしましたところ、仮置きしているときに転圧はかけてございませんので、当然、事業が始まる前には、それにつきましては転圧をかけて土を締める必要がございますので、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） その問題は、わかってわからないようなことなんです。私が今まで

お尋ねしてきたんですよ。過去の答弁では、手戻りがないようにやっておるという答弁がありました。どうですか。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 確かに手戻りがないようにというような発言をしたというふうに記憶はしておりますが、公社に尋ねましたが、それにつきましては、「そういうような転圧をしてということはやっておりません」という回答を得ております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 私は、この問題について今まで何回も尋ねました。じゃあ、その段階で、なぜ公社に尋ねなかったのか。公社に尋ねれば、この仮置きの問題は、もっと前に終わっておるはずですよ。私どもは今までの答弁に対して聞いておるんですよ。あのときはこうだった、それはおかしいでしょう。

今までこの問題について何回も何回も尋ねた。手戻りのないように、それは、ただ前任者の答弁で出たというふうに切り捨てるのか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 済みません、当時のことは、私、わかりませんが、これは公社に確認した結果でございますので、申しわけございませんが。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） もう答弁せんでいい。

じゃあ、市長、あなたにお尋ねします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） そういう発言をどの場所でしたのかというのは、私、あれなんです、公社に僕も確認は何度もしておりますが、転圧をしなくちゃいけないので、これはやるということを公社は申しておりますので、そういうことであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） どの場所で発言があったかじゃないですよ。議場で私は尋ねておるんですよ。だから、今、部長に、私は知らなんだと言われるものですから、あなたはまだ新しいから仕方がないと、だから私はあなたに聞いておるんですよ。どの場所じゃない、この場所で、一般質問で再質問を何回も何回もやってまいりましたよ。これ、大きな問題なんですよ。

1億数千万、これは、ならどこで捻出するのか。



じゃあ、これは、ある方が言われる、売り値に転嫁すると。当然、公社も言われました。売り値に転嫁するといったら、買うほうは、みすみすどこかのミスによって、また上乘せされた値段で買うことになる、そんなことがまかり通りますか。

これ、公でケーブルテレビで皆さんも見ておるんですよ。自分たちのミスによって生じた分を売り値に転嫁する、それで、市長、果たして買い手がつかますか。

私は冒頭にも言うたように、仮置きで行政が、公社が勝訴した。勝訴と同時に、1億数千万、仮置きを移動する予算が生じた。それは、当然ここでやりとりをやっておる、市長もわかっておらないかなんだ。じゃあ、今度聞いたら、転嫁しますと。

それで、これからこの海津市が一生懸命頑張っても、本当にそんなところを買ってくれるところがあるのか。まだ、反対に大幅値引きをして、私どもはこれから交渉に当たらなければ、大変もう厳しい時代だと思うんですよ。その中で転嫁をする、こんなことをやっておっていいんですか。

だから、私は、共同事業であるならば余計、お願いしておるけれども、仮置きの問題でこの問題が頓挫した。約10年、この問題の責任をやはり公社もとってもらわないかん。それに対して、その1億数千万、今までは仮置きですよ、仮置きですよ。本来は、もっと早く関係者の皆さんにしっかりとおわびをしてお願いをすれば、この1億数千万は生じなかったんですよ。

ですから、私は公社に対して、今回これは、1億数千万は持つべきだと思いますが、それができるのかできないのか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 総事業費の中で見るべきというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 部長にお尋ねします。若干は見てあるという答弁でしたね、最初、全部じゃないですよ。1億数千万じゃない、19億の中で若干は見てあると言われましたね。その若干というのはいかほどか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 済みません、今、資料がございませんのでお答えしかねますので、お願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） わかりました。

この問題については、またおおい、私どもも市長が言うように、この海津市に若者を導

入りたい、企業を誘致したい。しかし、その誘致する企業に、当然これは便宜を払わなくては、これからの時代、なかなかかなわんことやと思うんですよ。そういったときに対して、私は公社の手落ちだと思うんです。

今まで市長は、この土地は海津市じゃないんですよ、海津市が買ったんじゃないんです、公社が買ったんですよと、ずうっと言われました。ですから、この問題については、私どもの大きな迷惑は、この1億数千万は、私が考えたら損失と思うんですよ。これは公社が持つべきだと私は判断します。

また、そういったことも含めて、この問題については、当然これからは山下土地改良区と海津市、この和解が成立したという話を聞きました。内容については、お尋ねはもうしませんけれども、とにかく一歩進んだ。一歩進みたければ、速やかにこの事業の完成を見なければならぬ、そんなふうと思うわけでございます。

そういったことから、今お尋ねした仮置きの問題、1億数千万、これを企業に転嫁するということは絶対にやってはならないことだと私は考えます。そういったことから、またこれは質問する機会があればお尋ねしてまいります。よろしく申し上げます。

次に、財政再建の問題に入ります。

市長は、今、公平性と言われましたね。だから、公平性というのは、使う人と使わない人の公平性というのはどこにあるんですか。使わない人は、使うんですよ。使う人と使わない人の公平性というのはどこにあるんですか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 六鹿議員さんが一生懸命おっしゃるわけでありましてけれども、使わない人は、その分税金がそこに投入されているわけですよ、使わない人の税金も、そうですね。それが、例えば利用料で全部賄うのであればよろしいんですけれども、維持費、管理費、そういったものを含めて市民の税金がそこへ投入されているということになりますと、やはりそういう公平性というものも考えながら、受益者負担ということもお願いをしながら進めていくと、それが必要なことではないかと、このように思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 市長、私の考えと市長の考えはちょっと違いますね。例えば、今まで無料だった利用料、使用料が、やはり使う人に負担してもらう、これなら公平性なんですよ。今まで皆さんは払ってみえるんですよ。

じゃあ、その前に、市長、皆さんは税金を払っておるんですよ。税金でこのまちの運営をお願いしておるんですよ。どこが公平なんですか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私が先ほど申し上げましたように、利用される方も応分の負担をしていただく。応分という言葉はいけないかもしれませんが、いろんな客観的な資料をもとに負担をしていただくということは必要であろうと私は思っております。

六鹿議員さんがおっしゃるように、ただのものを有料にするということのみならず、例えば六鹿議員さんがおっしゃいますが、年間3,000円の利用料を年間4,500円にさせていただいたということでもあります。これは、やっぱり利用される方が少し負担をしていただきたいという思いで値上げをさせていただきました。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） だから、市長、3,000円負担してみえるんですよ、使う人は。使わない人は、負担はない。だけれども、その方の納めていただいた税金の中からも幾らか入っていると。

私は、いつも言うんですよ。市長は、毎回毎回、予算に対して値上げをするときになると、厳しい、厳しいと言われますね。じゃあ、その厳しさを市長も私も味わっておるのか。だから、これは冒頭で申し上げたように、3月の定例会で予算に反対しました。

じゃあ、市長、あなたはこの予算の厳しい今を、あなた自身、どこでどのような形で感じておられるのか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 市政といいますのは、360度事業展開をしております。その中で、やはり福祉関係の予算が非常に増大しております。さらには、まちを元気にするということで東海環状自動車道の西回りの対応とか、360度の予算の中で事業の展開をしております。その事業展開を全てやっていくのは、これはなかなか難しい。したがって、その中で優先性を求めながら事業展開をしていくと、そういうことでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） わかりました。

だから、市長、話は少し変わりますけれども、私は以前、島根県の海士町へ行ってきたというお話をしました。そこも大変財政が厳しいと。何とかしなくちゃいけないという思いで、その町長は、自分の給料を5割カットした。いろんな意見がありました。しかし、その町長の意向を酌んで、町議会も4割カットした。役所がそうやって頑張っておる、そういったことを考え、補助金をいただいているいろんな団体が、役所がそうやって頑張っておるんだ、じゃあ自分たちも何かできないかというふうで、補助金の返還等々が生まれてきました。その町は、町全体で、いわゆる島全体でその財政改革にみんなで取り組んだ、こういったこと

をお話ししました。そのときに市長は、「それは六鹿議員さん、よいところへ行ってきましたね」で終わりでした。よいところへ行ってきたんです。ですから、私が今お尋ねするのは、この予算の厳しさをあなたは感じていますか、お尋ねしたんです。それはトップとしていろんな事業をしたい、けれどもできない、それはわかります。だから、私が言うのは、みずからの身を切る、その覚悟はないんですかと。

私は、今回の選挙戦もあわせていろんな方に聞くと、まず税金でいただいている議員さんもそうだと、市長さんもそうだと、みずから身を切って、そして皆さんにお願いするのが普通じゃないのかと。

一軒の家に例えると、お父さんの給料が減ったと、けれども、お父さんは小遣いはこれだけ要るんだ、子どもたちに、おまえらは小遣いを減らすぞ、それと同じ状態なんですよ。だから、子どもは納得しませんよ。

だから、市長、私は以前、公用車のクラウンを買うときに言いましたね、「あなたにはマークXがあるでしょう」と。そうしたら、あなたは「あれは副市長の車です」と言われましたね。それで、私は、資料請求をして調べました。市長以外が乗っておるのは、クラウンもマークXも、年間20回しかないんです。全てあなたが使っておるということを私はお話ししました。あなたは、「反省します」という言葉を言われました。

本当に今の厳しきは、これから年金生活の方がふえてくる。そういった中で自分たちの健康は自分たちで守ろうよとあって、例えばグラウンドゴルフ、昼間頑張って運動する。私が言うように、医療費の抑制にもつながるんじゃないんですかと。だから、私はトータルに考えると、そういった部分で減額があるでしょうと。お年寄りも元気で過ごせるでしょうと。そういったことに、あなたは何の造作もなく、みずからを痛めることもなく、ただ市民に対して痛みを押しつけてきた。この結果が今回の市長選挙で有効投票の過半数があなたに行かなかった、これが現実なんですよ。ですから、それをよく踏まえて、これは言わなくちゃだめだと思いうんですよ。

ですから、今回、報酬審議会を開く年だと言われました。開かんでもいいんですよ。あなたみずからが減額を申し出ればいいんですよ。それで終わるんですよ。

選挙戦、ある候補者が言われました、羽島市長はあなたより安いんだと。うちよりも予算の規模も大きい、人口も多い、その中で羽島市長があなたよりも安いとはどういうことかと、みずから減額したんです。それが市民の皆様と痛みを共有する、これがまず第一なんですよ。これは、ぜひ何が何でも、あなたが減額すれば、当然、議会もついていかななくちゃだめなんですよ。

報酬審議会は、大幅な減額は絶対しません。前回もそうでした。議員においては2%でした。私は反対しました、安過ぎると。だから、ここは、この3月に市民いじめ予算を通した

んであれば、これからのあなたの任期中、あなたの役割は、自分の給与を大幅に減額すべきだと思うんですよ。大幅に減額して、市民の皆さんと痛みを共有して、その中でいろんな知恵を出して市政運営に当たる、私はそれがベターだと思うんですよ。その思いはあるのかなのか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども申し上げましたように、市政運営をしていくという中、どのような経費を使ってどのようにやっていくか、まずはその中で財政再建を努力していきたいと思っております。

それと、この3町合併して、もとのままの使用料、そういったものも少し見直させていただいたということでもあります。ただ、今まで無料であったものは、今、六鹿議員さんもおっしゃるように、それは電気代とか水道料金とか、いろいろございますので、今回、いろんなことを勘案して値上げをさせていただいたということです。

それと、審議会に委ねるということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 先ほども言うたように、審議会の皆さんというのは大幅な減額は考えないんですよ。しかし、今、大幅な減額をして、審議会じゃない、市民の皆さんの御理解を得なければならぬという時期に達しておるといのが、これが現実なんですよ。それをもっともっとよくわからないかん。

私はいつも市民の皆さんに言うのは、合併してから6,000人の人口が減ってしまった。それはみんなで頑張ったけれども、結果がついてこない。じゃあ、それに対して、私どもは合併して10年たっても、30万円から2%減った、6,000円の減額をただけと。

だけでも、それだけじゃない、海津市を取り巻く現状というのはすごく厳しいものがあります。また、そのうちに水道料金の値上げもあります。そういったことで説明されてみえるのはわかるけれども、じゃあ、あなた、私たちは、何がどう変わったのか。市民の皆さんが生活が大変厳しい中で、あなたと私たちは何が変わったのか、何も変わりません。報酬においては、議員は6,000円減額されただけです、私が一生懸命言っ。

じゃあ、市長は当初から幾ら減額されてきたか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） たしか6万円下がったんだと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 人口を6,000人も減らした責任というのは、当然私どもが感じなければならぬんです。どこもかも減っておるで済ませてはだめなんですよ。それぞれの知恵を使ってアイデアを出して、職員の皆さんも全部でアイデアを出して、自然減は別として、何とかして、何とかしてという思いがなければ、これはだめなんですよ。ですから、その決意の一端として、私は市長に、報酬審議会に委ねるのであれば、まず報酬審議会にみずからの大幅減額を申し出ていただきたい、このように思います。そういったことを私は期待をして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 総務部長 青木彰君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（青木 彰君） 先ほど市長が答弁いたしました減額の額ですが、誤りがありましたので訂正させていただきます。

平成24年に改定いたしまして、4万円減額で、マイナス5%の減額でございます。お願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） はい。

○3番（六鹿正規君） そういったことを踏まえて、また頑張っていただけるようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） これで六鹿正規君の質問を終わります。

---

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（森 昇君） 続きまして、11番 伊藤誠君の質問を許可します。

伊藤誠君。

〔11番 伊藤誠君 質問席へ〕

○11番（伊藤 誠君） いつもめぐり合わせが六鹿議員の後でございますので、なかなかやりにくいわけですが、いずれにしても、六鹿議員も執行部の皆様も御苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

私からは1点だけ、きょう、質問させていただきます。

自治基本条例に対する市の基本姿勢について、質問相手は市長でございますので、よろしくお願いいたします。

質問内容を通告に従って申し上げます。

平成29年第1回定例会において海津市第2次総合計画の基本構想が議決され、本年度より10年間を計画期間として、同計画がスタートいたしました。この中で基本計画として、本年度から平成33年度までの5年間を計画期間とする5つの基本目標が示されています。その5番目の「協働による自主的・自立的なまちづくり」という基本目標の最初に、「自治基本条

例の制定に向けて検討中」という記述がございます。

一般的に自治基本条例とは、住民自治に基づいた住民主体の自治運営のための理念や原則、そしてそれを実現していくための仕組みや制度について定める条例のことです。言い換えれば、地域課題への対応や、まちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例です。

全国的に見ると、この種の条例は、平成9年に施行された大阪府箕面市のまちづくり理念条例や、平成13年に施行された北海道ニセコ町のまちづくり基本条例が先駆けだと言われています。以降、全国で条例の名前の違いこそあれ、同種類の条例がブームのように制定され、平成28年度末までに360を超える地方自治体で制定されたと聞いております。しかしながら、一方では、この種の条例に対して制作過程や内容について多くの問題も指摘されており、制定に難色を示している自治体が多いことも事実です。

本市においては、条例の制定に向け、平成23年8月から平成26年11月にかけて海津市まちづくり委員会の自治基本条例策定分科会で22回にわたって御検討いただき、平成27年3月19日に市長に答申されたと聞いております。その間、同分科会により、平成25年12月にその骨子案が一般公開され、翌平成26年1月にはパブリックコメントが実施されています。

現在、本市としては、この条例の策定に向けて検討委員会を開催して検討しているとしていますが、2年以上も前に分科会により答申をされて以降、議会に対してもその詳細についての情報は、何ひとつ提出されていないのが現状でございます。

そこで、本市のこの条例に対する基本的姿勢等について、以下お尋ねをいたします。

1. この種の条例は、自治体の最高規範とか自治体の憲法と位置づけされることが多いと思いますが、本市での位置づけはどうなんでしょうか。

2 番目、分科会より答申があった平成27年3月以降、現在までの2年余りの間に検討委員会は、どの程度の頻度で何回開催されたんでしょうか。また、その進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

3 番目、本条例は、その性格上、制定までには議会でも相応の審議期間が必要と考えますが、今後どのようなプロセスを踏んでいくおつもりか、またそのタイムスケジュールはどのようなものでしょうか。

4 番目、全国的に多くの問題点も指摘されておりますが、本市が本条例を制定するに当たっての問題点は何でしょうか。

5 番目、本市が本条例を制定しないとした場合、何か困ることはあるのでしょうか。

以上、細々と質問をいたしますが、よろしく願いいたします。

○議長（森 昇君） 伊藤誠君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の自治基本条例に対する基本姿勢についての御質問にお答えします。

自治基本条例につきましては、平成21年1月30日に海津市まちづくり委員会、自治基本条例検討分科会より、市民主体によるプロジェクトチームで5年以内に海津市自治基本条例の素案を作成し、施行開始を目指すとの検討結果報告を受けたことから、平成23年8月からまちづくり委員会、自治基本条例策定分科会を立ち上げ、検討していただき、平成27年3月19日に自治基本条例の制定の提案と海津市自治基本条例の素案の提出を受けました。

この提案書にある自治基本条例（素案）には、海津市が実現する自治の基本について明記され、市民の権利や市の責務を明らかにし、市民が主体となり、市と協働として市政を運営していくものとされております。

1つ目のこの種の条例は自治体の最高規範とか自治体の憲法と位置づけされることが多いが、本市での位置づけについてお答えします。

自治基本条例は、市の基本的・普遍的なルールを定めることにより市政運営の継続性をもたらすものであり、最大限尊重すべき条例であると考えます。

2つ目の分科会より答申があった平成27年3月以降、現在までの2年余りの間に検討委員会はどの程度の頻度で何回開催されたか、またその進捗状況についてお答えいたします。

素案の提案をいただいた後、他市町の状況を踏まえ、庁内検討委員会を3回開催し、同委員会で出た課題を整理しているところであります。

自治基本条例は、市民と市が最大限尊重すべき条例であることから、今後の課題を十分に整理しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますが、提案を受けた後、大きく進展することなく現在に至っておりますことに対しましては、これまでに携わっていただきました多くの皆様に深くおわびを申し上げる次第であります。

3つ目の本条例は、その性格上、制定までには議会でも相応の審議期間が必要と考えるが、今後どのようなプロセスを踏んでいくつもりか、またそのタイムスケジュールはについてお答えします。

条例の制定に当たっては、当然議会の議決は必要であります。自治基本条例の制定に当たっては、まずもって多くの市民に関心を持っていただかなければ生きて条例にはなりませんので、市民の理解を深めて共通認識をいただけるよう、検討できる体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

4つ目の全国的に多くの問題点も指摘されているが、本市が条例を制定するに当たっての問題点についてお答えします。

他の市町ではいろいろな問題点が指摘されているようですが、本市において条例を制定す



るに当たっては、多くの市民が主体となって、市と協働して市政を運営していく機運を高めていくことが一番の課題であると考えております。

5つ目の本市が本条例を制定しない場合、困ることは何かについては、自治基本条例は、必ずしも制定を必要とするものではありません。しかしながら、近年の地方自治体を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化への対応や地域環境への配慮など、これまでの状況から大きく変化しており、それに伴う地域社会の仕組みや制度の見直しが求められております。

こうした状況下で本市では、海津市社会福祉協議会が主導して市内全小学校区、10地区に地区社協が設立され、それぞれの地域活動が展開されております。こうしたことも鑑み、既存の地域組織と行政との連携のあり方も研究してまいりたいと考えております。

いずれにしても、自治基本条例の制定には多くの市民の声と理解がなければ実現することができないと考えておりますので、今後どうすべきか、引き続き検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、伊藤誠議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 伊藤誠君。

○11番（伊藤 誠君） 今回、この件について質問させていただきました趣旨でございますが、当然中身に関するものではございません。また、この条例が本当に必要なのか否かというようなことでもございません。これをしますと、また相応な時間も必要としますので、これは別の機会に委ねさせていただくということで、本市は制定に向けて検討中ということでございますが、中身に、その経過といたしますか、至るまでの主に総論的な部分について、ちょっとさらに二、三、お尋ねをしたいと思います。

今、全国の多くの自治体でこれは制定をされておまして、冒頭に申し上げました大阪府箕面市の理念条例は、これは理念条例ということで、今回対象にしているものとはちょっと別扱いをされる場合もありますので、北海道のニセコ町のまちづくり基本条例がやっぱり全国的に先駆けというふうに、どこも非常に注目されたというふうに伺っております。これが平成13年、2001年4月1日に施行されているわけですが、その後、全国で360を超える自治体で施行されておるようでございますが、都道府県別に見てみますと、やはり北海道が断トツでございまして、三百数十件のうちの57件が北海道、これは自治体の数が多いということも当然ありますが、そのほか埼玉、神奈川と続いて、4番目に愛知県。

それから、岐阜県は何と7番目で11件、岐阜県の中で11自治体で、私の知り得る範囲では制定をされておるようでございます。平成19年に多治見市、ここは非常に当時の市長さんも熱心で、この条例に対する講演会の内容を本にされたり、企画を主導されたりして、積極的

にこの問題に取り組み、平成19年1月に岐阜県で第1号、多治見市で施行されているというふうになっております。その後、同年、岐阜市、それからずうっと、その3年後にお隣の輪之内町、それからしばらくしまして、平成27年には安八町、そしてちょうど1年前には羽島市で制定され、合計11の自治体で岐阜県では制定されているというふうになっております。

北海道にしましても、やっぱりニセコ町の影響は非常に大きいんだろなあということで、やはりこういった条例というのは、あそこがやったからやらなきゃいけない、ここがやったからやらなきゃいけないという、非常にせっぱ詰まった感じで始められるところが多いと、これは全部とは申しませんが、非常に多いというふうになっております。したがって、その本来の目的よりも制定すること自体が目的になっている自治体も少なからずあると。そして、その結果、制定後、非常に反省すべき点が多かったという話をされている自治体が非常に多いということも聞いております。

先ほどちょっと位置づけについてお伺いしましたが、最大限というようなお言葉で御答弁いただきましたが、先ほど当初は平成21年にまちづくり委員会から提案があったという御答弁だったと思いますが、その提案があったときに市としての反応といいますか、市としての思いというのはどのような形であったのでしょうか。その提案があった時点で、市としてはどのような考えを持たれたのでしょうか。これは、例えばこれはいい提案をいただいたとか、これはちょっと困ったなあとかということがあると思いますが、その辺のところを、ちょっと感触をお尋ねしたいと思います。

○議長（森 昇君） 市民環境部長 中島哲之君。

○市民環境部長（中島哲之君） これにつきましては、まちづくり委員会から提案を受けたこととございますので、当然それに沿って進めていかなければならないものと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 伊藤誠君。

○11番（伊藤 誠君） それに基づいて、まちづくり委員会が非常に何年にもわたって検討いただいた結果、答申をいただいて2年以上たつわけとございますが、その中で、今、検討委員会、市の中で進めていただいて、いろいろ検討した経過はあるという言葉があったんですが、開催していただいたのが2年ちょっとの間に3回と、これはほとんど動いていないと。私の感触では、ほとんどこれは動いていないんだなという認識を持つんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（森 昇君） 市民環境部長 中島哲之君。

○市民環境部長（中島哲之君） 確かに3回ということと少ないと言われればそうかもしれませんが、ここに出てきた意見としては、まず素案をいただいた条例の特徴的なものが、1点

目として、市民がさまざまな事柄について話し合い、まちづくりに取り組むため、市民自治協議会を設立できることと、2点目として、市民が市長に住民投票の請求ができることの2点となっております。

その中で、特徴の1点目の市民自治協議会につきましては、市民が自主的にまちづくりに取り組むため、おおむね小学校区を範囲に設立することができるとされております。

そうした中、現在、各小学校区には、答弁書でも申し上げておりますが、地域の福祉課題に対するための地区社協が設立されております。その中で地域の問題を解決するための役割を果たしておられます。現時点でもこの機能がしておる状態で、その辺の市民自治協議会を立ち上げる必要があるのかどうかということを検討しているところでありますし、またその役割の負担とか、また市からも地域協議会に補助できるというふうにしてありますが、その辺の補助をどうするのかとか、あとその組織を同じ組織にするのか、別の組織にするのかということもありますし、その役割を担っていただく方の負担がふえるのではないとか、いろんな課題がありますので、その辺を整理しながら進めてまいりたいということと、あと市としても、当然市民の役割もありますし、行政の役割もありますので、その辺の役割分担も考えながら進めておるところでありますということでございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 伊藤誠君。

○11番（伊藤 誠君） 進めておるといってお話ですが、私には進めていないというふうに見えてしょうがないんですが。

まず、総論と各論というような、こういったもののお話を進めるときに、当然総論から各論という話があると思うんですが、総論が決まらない以上、各論の議論というのは、私は非常に無駄だなあという思いをいつもするんです。

ですから、市の基本的なこの条例の位置づけをどういう形、どういう骨子でこの条例をつくるのか。今はちょっと各論に話が及んじゃったものですから、ちょっと話をもとへ戻しますが、やっぱりその総論の部分、市として総論の部分ができ、その分科会の骨子案を検討していただくのは結構ですが、骨子案がありきでそれを進めるのか、いや、まず市としての基本的な考え方をまとめて、その上へその骨子案を置くのか。どうも今、骨子案に頼って事が進んで行き詰まっているというふうに見えるんですが、まず市としての、海津市はどういう形でこの条例を形にするんだということが大事じゃないかというふうに思います。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 部長が申し上げたことも一つでございますけれども、答弁の中で、やっぱり市民と十分に協議して、話し合って、理解の上でこれは進めないといけないと。いろんな問題点があると伊藤議員もおっしゃいましたが、私もいろんなところでお聞きしますと、

押しつけられた、そういう御意見が非常に多くございます。したがって、これから市民の皆様方とどのような形で進めていけるのか、これはそう簡単にできる条例ではないと思うんですね。例えば、じゃあ協議会をつくと、そうすると地区協議会にどれくらいの予算をつけるのか。その予算は、じゃあ自治会の予算とどうなるのか。自治会の予算を全部なくして、協議会へ全部投与して、そしてそこでやっていくのかと、いろんな問題点があるかと思いますが。したがって、そういったことを市民の皆さんと本当に膝を突き合わせて、この基本条例については考えていかなければいけないと思っています。

押しつけられた基本条例では市民の皆さん方に御理解がいただけないと思っております、そのことを今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[11番議員挙手]

○議長（森 昇君） 伊藤誠君。

○11番（伊藤 誠君） まさに市長のおっしゃるとおりだろうというふうに思います。

これだけ、三百数十に及ぶ自治体でもう制定されているわけですから、基本条例に対する情報というのは全国に蔓延しているわけですので、成功例、失敗例、どこの自治体も、そういったもので恐らく共有していらっしゃるんだらうなというふうに感じるわけですが、その中で理想的な条例をつくるというのは比較的難しいことではない、恐らくそんなに難しいことではないんだらうな。ただ、条例をつくるのが目的になってしまっていて失敗するという例が非常に多い。そして、理想的な条例をつくれれば作るほど、お役所といいますか、行政は結果的に窮屈になるというようなことがあるわけですが、やはり今市長がおっしゃったように、各主体、市民であったり、各種団体であったりの役割をきちっとしようと思うと、やっぱり一定のルールづくりが必要なんだらうな。その中でみんなが、やっぱり今おっしゃった同意できること、これと一緒に、この船に乗っていこう、この船なら担いでもいいなと思えるようなものをつくっていくということが大切じゃないかというふうに思います。

条例をつくる要素、今、中島部長もおっしゃったように、いろんな要素で構成されておるわけですが、要するに基本理念と、それから住民と政府といいますか、市といいますか、との関係、それから市民と議会との関係、この3つがきちっとしていれば、それ一つ形にはなるんだらうなというふうに私は感じております。

そこで、一つ、ちょっとこれは極端な例でございますが、これも多分全国的に情報として配信されているんだらうなというふうに思います。埼玉県志木市、これは7万人程度の自治体でございますが、市政運営基本条例というのができ上がっております、これは非常に、これの一つの例として注目を浴びているんですが、条文は第1条から第5条、各1条につき2行、合計10行ででき上がっている条例でございます、これが今申し上げたようなこ

とがきちんとその中に述べられている。無理のない形で、ああ、なるほどなあ、これはいい悪いは別としまして、非常にある意味参考にしていただくとおもしろいかなというふうな一例がありましたので、一つ御紹介をさせていただきますが、こういう簡潔な形にするということも一つ選択肢としてあると思いますが、このあたりは、今ちょっと質問の内容が飛ぶかもしれませんが、このあたりの感覚というのは、先ほどの分科会がありきと考えていくと、ちょっとややこしい話にはなるかもしれませんが、こういったものもありかなしか、市の考え方というのはどのあたり、この辺のところはいかがなんでしょうか、市長。

○議長（森 昇君） 市民環境部長 中島哲之君。

○市民環境部長（中島哲之君） そういうのを参考にさせていただきたいと思いますが、どうしてもまちづくり委員会で提案をいただいておりますので、その辺の提案を優先しながら、そこも入れられるのかどうかを検討しながら進めてまいりたいと思います。

[11番議員挙手]

○議長（森 昇君） 伊藤誠君。

○11番（伊藤 誠君） まちづくり委員会、非常に大切でございますので、その尊重するというのは、私もそれは大いに結構な話だと思います。

それで、まちづくり委員会、分科会との関係について、ちょっとお尋ねをいたします。

答申を受けて2年余りの間に、その分科会の方とはどのような接触を今現在持たれているんでしょうか。

○議長（森 昇君） 市民環境部長 中島哲之君。

○市民環境部長（中島哲之君） 最終的な答申をいただいてからは接触はしておりません。

[11番議員挙手]

○議長（森 昇君） 伊藤誠君。

○11番（伊藤 誠君） 何年もかけて何回も会合を開いて骨子案をつくって、パブリックコメントを開いて検討して答申案を提出した。市からは2年以上たっても何の反応もないと、これが果たして協働と言えるのかという部分で、私、非常に疑問を感じ、協働、協働という言葉が非常にひとり歩きして、その協働を形にした施策がいろいろとられています。私、これはこれですばらしいことだなということはと思いますが、本当の協働というのは、こういったものにしっかりとその都度応えていくというのは、やっぱり大切なこと、これが本当の協働じゃないか。市長も先ほど市民と一緒につくっていくとおっしゃったのにもかかわらず、答申を受けてから2年以上たっても何の反応もしていないというのは、答申した側からしてみたら、何なんだと、その分科会のメンバーの一部の方からもそういう声は聞こえております。まちづくり委員会の方からも、市に言っても返ってこうへんしなあということで、半ばその信頼関係が非常に失われつつあるということも、私、いろんな方から聞いて、ちょっと危惧

しておるわけです。ですから、その辺のこともありまして、ちょっと今回、質問をさせていただいておるわけですが、やっぱり市との信頼関係、市民と市民団体、ましてや、まちづくり委員会、分科会の方々というのは、市政に対して積極的な姿勢を持っていらっしゃる方がそういう気持ちがあってもなえていくというのは、市としても非常に大きな財産を失うということになるのではないかとということも危惧しておるわけですが、これは非常に重要な課題だというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、議会に対してでございますが、これは議案として上程されて、はい、どうだということにはならないんだらうなというふうに、私、当然思うわけですが、非常に上位クラスの条例でありますので、議会としてもそれなりに審議期間というのは必要だと思いますが、そういうことについて、今、この条例の制定の目標年度とか、そういったものがあるのかないのか。それと、議会としてはどのくらいの審議期間を考えていらっしゃるのか、その辺をひとつよろしく願います。

○議長（森 昇君） 市民環境部長 中島哲之君。

○市民環境部長（中島哲之君） 当然それぞれの役割がありますので、制定に当たってすぐ上程とか、そういうことは考えておりません。制定する前にはこういうことも必要ということで、当然、議会のほうとも整合性を図っていけるように進めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 伊藤誠君。

○11番（伊藤 誠君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

各地でその条例に対する反省点があるわけですが、その反省点の中にいろいろ共通項目、幾つか数点に分けられるようでございますが、中でもやっぱり多いのが、市民の間で制定はしたけど、市民の間で非常に認知度が低いと、これは全国共通して反省として上げられている項目だろうというふうに思います。これはどこにあるかということ、やっぱり市長は先ほど市民と十分話し合いをしてということをおっしゃいましたんで、その点はちょっと私も安心をしておるんですが、周知活動が非常に消極的で不十分で、ほとんどの市民がその内容を知らないまま制定が施行されているということで、パブリックコメントを求めても、何をコメントしていいのかわからないままコメントが締め切られるというようなことがほとんどのところで起きているというふうに言われております。これは何が一番問題かといいますと、本市の場合でもパブリックコメント、いろんな場面で行っておられるわけですが、非常にその中で多いのが、いきなりでき上がったものをぼんと出されて、パブリックコメントを頂戴という形が非常に現実多いわけですが、私も一市民の立場でこれを提出されたときに、ええっと、これでコメントを出せというふうに、どう答えていいのかわか

らないと一瞬思われる市民の方が非常に多いのではないだろうか。

ただ、そこの中でもっとわかりやすく、こういうことについてはどうですかという質問内容を変えれば非常に多くの方が関心を持って答えていただけるものに関心がない形にして提出して、コメントを出せという形が非常に多いものですから、市民の方が関心を持てる形にして提出するというのも非常に大事なことではないかなというふうに思います。

今、水道の値上げの説明会が開かれておると思いますが、これは非常に市民の方も関心が高いわけでごさいます、恐らくいろんな意見が説明会の中でも出るのだらうなというふうに想像はしておるわけでごさいます、これはやっぱり非常に皆さんが関心があるから意見が出ます。ところが、条例というのは非常に読んでも難しい。こういったものをいきなりぼんと出されてコメントを出せと言われても、非常にこれは出しにくいというのも、これも一つ現状でごさいますので、そのあたりが全国的にちょっと反省をされているところではないのかなあということ、私、偉そうに申し上げるわけありませんが、いろいろ調べておりますと、そういうような結果がどうも出ているようでごさいます。

あとは、市のほうでいかに本気でこの条例をやろうというおつもりかどうかということが一番大事なわけでごさいます、制定しないで困ることは、現実問題としてどこの自治体に聞いても、「制定しなくて、今すぐ困ることがあるのか」と言ったら、「いや、特にない」ということでごさいますので、本気でやる気がなかったら制定しない理由を真剣に考えたほうが、一つはまたそれも選択肢かなという思いもどこかにはあります。そうせよという意味ではありません。そういったこともあると思いますので、下手に義務感でつくるよりは、それだったら制定しないという選択肢を選ぶのも一つの選択肢としてあるのではないかなというふうに思います。

最後に、ちょっと質問ではありませんが、これは非常に参考になるようなことだと思しますので、一つ御紹介をさせていただいて質問を終わらせていただきますが、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例の研究会の会長をなさっておりました法学者の木佐茂男さんが、これは北海道大学の名誉教授やら九州大学の教授をなさっていた方でごさいます。その中で、今、全国的に非常に注目されているニセコ町のまちづくり基本条例をつくるに当たって、この条例の意義として訴えていच्छることが非常になるほどなと思しましたので、一つ申し添えさせていただきます。

意義として、市町村長や議会が選挙でかわっても後退させない、誰がなってもこのレベルなら後退させないという自治の水準を明確に文章化しておく、そういう役割を持たせたい。将来にわたって守るものの合意形成をしておくべきだと。例えば、文化とか伝統産業だとか、これは賛否いろいろあるかと思いますが、参考になる非常に意味の深い言葉だと思しましたので、一つ御紹介をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森 昇君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

---

◇ 浅 井 まゆみ 君

○議長（森 昇君） 続きまして、8番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔8番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○8番（浅井まゆみ君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は子育て支援、災害対策についての2点質問させていただきます。

まず1点目、子育て応援アプリについてお伺いいたします。

昨年9月議会において質問させていただきました「子育て応援アプリ」ですが、そのときの答弁では、市のホームページの子育て支援サイトをスマートフォン対応にしたので、それで十分対応できるということでした。

しかし、この子育て応援アプリでは、登録したお子さんの生年月日や住所などにあわせて健診や予防接種のお知らせをしたり、子育て情報を配信したりできるもので、スマートフォン対応とは全く違うのではないのでしょうか。

御承知のとおり、新聞報道にもありました大垣市では昨年10月から配信されてみえますが、市独自の機能として、子どもの月齢に合わせたレシピが自動表示される離乳食検索機能や、子どもの身長・体重を写真やコメントとともに記録し、祖父母らに転送できる子育て日記帳の機能を導入し、大変好評を得ているということです。

子育て世代にとっては、行政や地域に子育てを手伝ってもらえるかどうかは住みやすさの大きなチェックポイントになります。

そこで、この子育て応援アプリをぜひ導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、子育て応援「祖父母手帳」についてお伺いします。

ニュースでも紹介されましたさいたま市祖父母手帳は、世代間のギャップを埋める工夫が話題に、全国各地から問い合わせも相次いでいて、好評を博しています。

昔と今の育児方法の違いに戸惑い、子育て世代と意見がすれ違ったり、対立したりと、祖父母世代との間に問題が生じ、何とかしたいなどの声が寄せられたことを背景に、さいたま市では、子育て応援「祖父母手帳」を作成し、基礎知識、新常識などを紹介、お出かけスポットや相談窓口欄が盛り込まれています。

中でも同手帳は、親世代、祖父母世代の生の声を重視しており、さいたま市在住の両世代にアンケートを行い、ともに育児にかかわる中でうれしかったこと、気遣いが欲しかったことなどを調査し、結果として出た意見をもとに、親の子育ての方針を知ろう、子育てを否定



せず、まずは褒めようと祖父母世代に呼びかけています。

さらに、両世代の子育ての常識におけるギャップをわかりやすく紹介しており、例えば授乳に関しては、昔は3時間置きに授乳するのがいい、今は母乳の場合は赤ちゃんが欲しがったら授乳するなど、違いを具体的に教えてくれています。

祖父母世代からは、今の子育て方法を知ることができてよかった。また、親世代からは、直接言いづらいことをこの手帳を渡すことで伝えられてよかったとの感謝の言葉もあったそうです。

さいたま市祖父母手帳と同様の趣旨の冊子は、岐阜県や広島県、横浜市などでも発行されています。

岐阜県では、祖父母手帳「孫育てガイドブック」のほかに、妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を掲載した岐阜県父子手帳「パパスイッチオン！ぎふイクメンへの道」も配付しています。6歳までの子どもの成長段階に応じた子育てのわざや父親の心得、男性の育児休業取得などについてイラストを交えて楽しく紹介しています。

本市では、この「孫育てガイドブック」、また「パパスイッチオン」をどのように活用されているのでしょうか。市のホームページの子育て支援サイト「キッズ・コミュ」へのリンクはできないか、伺います。

2点目、災害対策について伺います。

被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要ですが、近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体があります。

中でも東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時に、お湯、お水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われていす。

これまでの主な実績としては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで延べ8,000杯が提供されました。

また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣されたDMA Tの方からも、お湯の提供は大変に助かったとの声も出ています。

そこで、本市においても、このように災害時に避難所や病院等においてお湯等を提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の子育て支援についての御質問にお答えします。

昨年9月議会においてお答えさせていただきましたように、平成24年度から子育て支援サイト「キッズ・コミュ」を運営しております。このサイトは、議員御承知のとおり、市やその他の機関・施設等の子育てに対する取り組みをお知らせすることで、より有意義に活用していただくため、行政情報や民間情報を発信しているものであります。

開設の基本方針は、1つ目に必要な子育て情報が手に入る、2つ目、子育て中の方や子育てにかかわる団体への情報提供、3つ目には日常の子育てに役立つ実用的な内容を有する、4つ目は性別や世代を超えて子育てについて考える、5つ目、子育ての視点から取材によって地域情報を提供する、5つを掲げています。

そして、生まれてから小学校へ入学するまでの子育てに必要な大切な情報を掲載するとともに、子どもの成長や生活、その他関連のある情報について提供しているところであります。

平成28年度における本市の子育て支援サイト「キッズ・コミュ」への年間アクセス件数は、4万9,430件でありました。そのうち、携帯電話、スマートフォンからのアクセス件数は、3万1,759件となっております。

平成27年度に改修したスマートフォン対応により、アクセス件数は9,905件伸びております。

平成28年度における子育て支援サイトのアクセスの手段で最も多かったのがスマートフォン、次いでパソコン、タブレットの順となっております。利用者全体の約7割の方がスマートフォン及びタブレットでアクセスされています。

子育て支援サイトへのアクセス目的は、ブログ、お知らせ、イベント情報に多く見られます。

特にブログでは、認定こども園、保育園、子育て支援センターなどの活動状況や、子どもたちの園での様子などを公開しております。

お知らせでは、ニュースや制度改正、入園募集、子どもの健康、予防接種や児童手当など、身近な情報を掲載しています。

イベント情報のページには、地域の各子育て支援センター、市内の公園などの行事を掲載しています。

情報提供ツールとしての機能は十分備えておりますので、広く多数の方に好評をいただい

ていると思っております。

御質問にありました「子育て応援アプリ」についてでございますが、大垣市のほか、全国的には幾つかの市が独自で開発し、市民の皆さんに提供している自治体がございますが、独自のアプリ開発には数百万円から1,000万円程度の費用と導入後の管理費用、さらに将来的なアップグレードには、また別途費用がかかるとのことでございます。

ほかには、NPO法人ひまわりの会と株式会社NTTドコモが共同開発した「母子健康手帳アプリ」を配信している自治体があります。既に開発されたアプリを利用する場合には、費用をかけたアップグレードの必要はございません。

この「母子健康手帳アプリ」においては、厚生労働省令にも準拠した内容で、法改正などにも対応し、利用者が自治体を選択することで自治体独自の情報の配信が可能となっており、当初費用や管理費用なども安価で導入されております。

さらに、このアプリは、母子保健法に定められた市町村が交付する母子健康手帳の内容を全てデジタル化し、お子さんの成長に関する日々の気づきや画像を記録・管理することができるものであります。

しかし、アプリには利用者がみずからデータを入力していく必要があります、妊娠期の妊婦健診結果、出産時の状況、乳幼児健診や予防接種などの記録について、医師や保健師などにより母子健康手帳に記録がされたものを利用者により適正に情報が入力されない場合は、お子様の成長に合わせた記録が正確にアプリに反映されていないといったことも生じるおそれがあります。

一方、子育て応援アプリや母子健康手帳アプリの導入については、万が一、母子健康手帳を紛失しても入力された記録や画像などのデータに残ることや、お子さんの成長に合わせた手続や制度、乳幼児健診、予防接種など子育てに関する情報や案内など、自治体からの情報を発信でき、その発展的活用によっては子育て支援にとどまらない付加価値の可能性もあるなど、メリットも多くございます。

いずれにいたしましても、これらのアプリにはまだまだ開発途上の感があり、市民の方が利用を開始されてから途中でアプリの変更を余儀なくされるといった状況をつくらないように、既に取り組みされている自治体やアプリの開発業者などから十分に情報を収集し、費用対効果も検証し、前向きに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、以前にもお話しさせていただきましたが、子どもたちの健やかな成長を支えるためには、地域の皆さんとの直接の交流が大切と考えております。顔が見える、声が聞こえる、人がいる、サイトでも紹介しているとおり、市内には幾つかの地域子育て支援センターがあります。お子様を連れて遊びながら情報交換や、仲間づくり、子育ての不安や悩みなどにつ

いては、保育士が直接相談に応じています。そして、地域の身近な相談役として、母子保健推進員が健全な子育て環境の確保のために活動していただいております。

岐阜県発行の祖父母手帳「孫育てガイドブック」、父子手帳「パパスイッチオン!ぎふイクメンへの道」については、現在、冊子を窓口で常設、母子健康手帳交付時に配付し、活用いただいております。子育て支援サイト「キッズ・コミュ」からもリンクできるように変更を進めております。

子育て支援サイト「キッズ・コミュ」も開設から5年を経過しており、世代のニーズや時代に応え、行政や地域が連携して、若い子育て世代が子育てしやすい環境づくりに今後も改善に努めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

2点目の災害対策についての御質問にお答えします。

議員仰せのように、近年では公共施設での自動販売機の設置について災害対応型であることを入札条件に入れるなど、導入が進んできております。

当市におきましても、災害対応型自動販売機を本庁1階と4階に各2台、やすらぎ会館に1台、ゆとりの森に1台など、計13台設置しております。

災害対応型自動販売機では、専用キータイプの場合は、管理者による飲料の提供が可能で、遠隔操作タイプでは、人手がかからず、状況に応じていつでも提供が可能となるものがあります。

また、飲料の取り出しでは、電気を使わない手動式や、内蔵バッテリーで48時間程度持続できるものなどがあり、その他の機能では、災害状況を伝えるメッセージボード（電子掲示板）搭載のもの、72時間にわたって500ワットの電力を供給できるもの、Wi-Fi環境を提供するもの、AEDを搭載したものなど、多様なものが出てきております。

議員御提案の災害対応型紙カップ式自販機につきましては、ライフラインが被災していない、または復旧している条件下での利用となっております。

ライフラインが確保できている場合には、お湯などの提供も可能であり、導入につきましては、今後、研究させていただきたく存じます。

なお、当市の飲料水等の災害協定では、株式会社義津屋、株式会社一号館、コカ・コーラセントラルジャパン株式会社、中部ペプシコーラ販売株式会社、株式会社ミツウロコビバレッジと「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」「災害時における飲料水の供給に関する協定」により、物資の調達、運搬を行っていただく協定を結んでおります。

最後に、水や飲料の確保は、人々にとって生命線となります。公共施設はもとより、個人事業者、企業におかれましても、災害対応型自動販売機の設置により、飲料備蓄の軽減、社会貢献の一助として検討していただければありがたく存じます。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○8番（浅井まゆみ君） 答弁、ありがとうございました。

子育て支援については前向きな御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

「子育てに良い街チェックポイント」ということで、このようにありました。子育て情報が一元化されているかどうかでサービスに対する意識をチェックすることができる。子どもは、親にとってだけでなく、この国の将来のためにも大事な存在ですから、社会も子育てをバックアップすべきである。実際、親だけで子育てを抱え込んでしまうのは大変。

では、具体的にどこを見るのか。まずは、自治体のホームページ内に子育て情報がまとめられているかをチェックしてみる。子育てに関する情報と一言でいっても、医療関連、保育関連、学校関連で行政内の担当部署は変わりますが、見る側からすると、別々に探さなくてはいけないものは面倒です。その利便性が考慮され、サービスの質を高めようとしている自治体であれば、子どもに関する情報を一元化してくれているはずだとありました。

本市のホームページの子育て支援支援サイト「キッズ・コミュ」は、こういった情報が大変よくまとめられていて素晴らしいなあと思っていますが、ほかにはない離乳食メニューなどもあって、これは今回初めて調べさせていただきまして、健康課から発信されていて、素晴らしいなあということも感じました。こういったことをさらに応援アプリで自動配信していけば、またさらに子育てを応援することができるのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。

岐阜市でもこの3月から、全国でも43自治体が配信されているようでございます。先ほど前向きな答弁をいただきましたので、早い段階で導入していただきたいと思いますが、大体いつごろをめどに導入を考えてみえますか。

○議長（森 昇君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 現在のところ、時期については具体的にはまだ決めておりませんが、費用等のこともございますし、アプリの種類等も、先ほど答弁させていただきましたように検討の余地があると思いますので、なるべく早い時期にとは思っておりますが、慎重にというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○8番（浅井まゆみ君） では、早い段階で導入していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、岐阜県の「孫育てガイドブック」と父子手帳ですが、早速こども課と健康課の

ほうからいただきました。これがその本です。やはり今の時代というのはアラフォーママという方がふえているということで、結婚年齢、出産年齢が年々上昇していて、その結果、その祖父母になる方は70代で初孫という方が当然ふえているということなので、その方が親世代のときの育児と今の育児は違うことのギャップがあるということがあるので、このようなガイドブックをぜひ活用していただきたいなあと考えております。

また、この父子手帳「パパスイッチオン」ですが、妊娠中からのパパの役割というものが大変わかりやすく、イラストを交えながら書いてあります。これも大変すばらしいと考えております。よくまとめられておりますので、これもPRしていただきたいなと考えております。

母子手帳と一緒に、この「孫育てガイドブック」の本や父子手帳をお渡ししていただいているということですが、今までにどのくらいの冊数をお渡ししているのか。それからまた、子育てでおじいちゃんやおばあちゃん、またお父さんとの意見の食い違いなどの御相談とか、この本の感想とかを伺っていただければ教えていただきたいなと考えております。

○議長（森 昇君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 父子手帳等の件ですが、母子手帳と同時にお渡ししておりますので、年間、160から200程度になるかと思えます。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○8番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

やはりお父さんやおじいちゃん、おばあちゃんに子育てを応援していただくということは、産後ケアとか、また児童虐待を防ぐためにもとても大切なことではないかなあとこのことを感じておりますので、よろしく願いいたします。

また、全国的に人口減少が問題になっている中、本市においても昨年度の出生数が166人と、大変厳しい現状でもあります。子育てしやすいまちという部分では、子育て応援アプリも含めまして少子化対策にもつながっていくのではないかと考えますので、その点もよろしく願いいたします。

次に、災害対応型紙カップ式自販機の設置は、検討ということですがけれども、今ある災害対応型自販機の設置は、海津庁舎を含めてゆとりの森ややすらぎ会館などに13台あるということですが、そのほかにどこどこにあるか、わかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（森 昇君） 危機管理局危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 御答弁をいたします。

全てを言います。庁舎4台、サンリバー松風苑2台、道の駅「クレール平田」1台、道の駅「月見の里南濃」1台、やすらぎ会館1台、ゆとりの森1台、平田体育館1台、平田農村

環境改善センター1台、南濃農村環境改善センター1台の9施設13台ということで私のところでは把握をしておるところでございます。

[8番議員挙手]

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○8番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それから、導入自治体の感想ということで、こういうことが書いてありました。缶やペットボトルだと膨大なごみも出るし、かさばるし、重いと。紙コップだと軽いし、捨てる時も少なくて済むというメリットもあるということが書いてありました。そういった部分も考慮していただき検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 昇君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 御答弁をさせていただきます。

市長の答弁にもありましたように、今後の課題として検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

[8番議員挙手]

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○8番（浅井まゆみ君） よろしく願いいたします。

次に、災害協定という部分で少し伺いますが、市のホームページで調べましたところ、平成27年3月時点で自治体では43の市町村と、またそのほか企業などでは27の災害協定を締結していますが、その後、災害協定を結んだところはありますでしょうか。

○議長（森 昇君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 今のお話は市町村とということでございますでしょうか。

○8番（浅井まゆみ君） いえ、企業も含めて。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 企業も含めてですか。記憶しておりますところでは、先ほどお話をさせていただきましたミツウロコビバレッジとしておるところでございます。ほかにもあると思います。

[8番議員挙手]

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○8番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

そういった災害協定をたくさん結んでいただくことで市民の安心につながっていくんではないかなあとしますので、これからもよろしく願いいたします。

災害対応型紙カップ式自販機については、企業や医師会病院などへもぜひ働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（森 昇君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。10時50分に再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（午前10時36分）

---

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時49分）

---

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（森 昇君） 続きまして、9番 橋本武夫君の質問を許可します。

橋本武夫君。

〔9番 橋本武夫君 質問席へ〕

○9番（橋本武夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは2点、行政評価についてと海津スマートインターチェンジの利活用について、いずれも市長にお伺いをいたします。

では、質問内容に入らせていただきます。

行政評価について、海津市のホームページには、「行政評価とは、住民ニーズに基づく、よりよいサービスを効果的・効率的に提供することを目的として、行政経営に基づいて行政活動を行った結果について、指標を用いるなど目標を明確にした客観的な評価を費用対効果の観点で行い、その評価結果を予算編成や計画の進捗管理などに反映させる制度です」と書いています。

また、平成28年度海津市行政評価報告書によれば、海津市では平成19年度より「簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指す」という海津市行政改革の基本理念のもと、1. 市民への説明責任と透明性の確保、2. 効率的で質の高い事業の実施、3. 職員の能力向上と意識改革の3つの目標の実現を目指して行政評価に取り組んでいると説明されています。

行政評価においては、評価結果よりも、それを受けての改善がより重要であると言えるでしょう。しかしながら、同報告書のⅢ. まとめの3. 今後の課題では、行政評価の実施については、それに取り組む多くの職員の労力や時間、費用がかかることから、制度そのものにも改善が必要です。トータルコスト、活動単位当たりコストや次年度以降の計画の検証が直接的に予算編成に反映できていないという課題が生じていますと指摘されています。評価結



果を予算編成に反映させる制度と説明しながら、多くの職員の労力や時間、費用がかかった行政評価の結果が予算編成に反映できていないというのは問題ではありませんか。利用しないのならば、行政評価は無駄遣いではないでしょうか。早急に行政評価を予算編成に反映できる仕組みをつくる必要があると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

現行の事務事業評価では、担当係長による1次評価と所属課長による2次評価が実施されていますが、行政評価が住民ニーズに基づく、よりよいサービスを効果的・効率的に提供することを目的としているのであれば、市民目線による事業評価も必要なのではないのでしょうか。

そこで、幅広い年代が参加する市民委員会が事業の点検を行う制度をつくってはどうか。市長のお考えを伺います。

2点目、海津スマートインターチェンジの利活用について伺います。

東海環状自動車道は、中京圏の放射状道路ネットワークを環状道路で結び、広域ネットワークを構築することで、企業活動の向上、物流の効率化、観光活性化等のさまざまなストック効果が期待されている高規格幹線道路です。既に開通から10年以上が経過した東回りでは、製造品出荷額等が14兆円から20兆円と6兆円の増加、物流全品目の輸送件数は、約20万件から約40万件と約2倍に増加するなど大きな効果が出ています。

また、東海環状自動車道沿線市町に整備された49カ所の工業団地では、平成12年から平成26年までに約130企業が立地し、約3万人の雇用が創出されています。

養老ジャンクションから養老インターチェンジまでの区間は、間もなく開通予定と聞いています。養老インターチェンジから三重県側への区間は、開通見通し年度が明示されてはいませんが、駒野工業団地の問題が前進した今、東海環状自動車道及び海津スマートインターチェンジの利活用に関する取り組みを加速するべきときではないでしょうか。

東海環状自動車道のストック効果を最大限に活用してまちづくりを推進することが重要です。そのために海津市は、まちづくりにかかわる住民、工業、商業、農業、観光等の幅広い分野の声を把握し、情報を共有して、連携・協力しながら、まちづくりの課題解決に取り組む組織をつくる必要があると考えます。市長の考えはどうか、お尋ねいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森 昇君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 橋本武夫議員の1点目の行政評価についての御質問にお答えします。

行政評価につきましては、厳しい財政状況の中、限られた行政資源をより効率的・効果的に活用し、質の高い行政サービスの提供を図ることを目的として、平成19年度から取り組ん

でおります。

評価の手法につきましては、取り組み当初から常に改善を施し、現在の評価方法になっていきます。

その内容は、より効果的で効率的な行財政運営を進めるため、例えば昨年であれば、平成27年度に実施した施策と事務事業の評価を実施いたしました。

施策評価では、総合開発計画体系に基づく40の施策について、施策目標に対する平成27年度における達成度を定量的・安定的に判定した上で施策の課題を分析し、施策を構成する事務事業のうち、翌年度に市独自で取り組む事務事業について優先順位づけを行い、より効果的で効率的な施策実施につながるよう評価しております。

また、事後の事務事業評価では、505の事務事業において個々の事業のコストを洗い出し、それぞれ妥当性、有効性、方向性について明確化し、継続を必要とする事務事業については、さらに改善を加えていくこととして取り組んでいます。

このように、行政評価は行政改革の取り組みとして一定の成果があると考えておりますが、議員仰せのように、近年の課題として、行政評価の実施に当たり事務事業の細分化による指標の増大、評価方法の煩雑化などにより、多くの職員の労力や時間、費用がかかり、また必ずしも次年度の予算編成に反映し切れていないという課題がありました。今年度は「海津市第2次総合計画」がスタートした年でもありますので、課題を克服すべく、今後の行政評価のあり方について検討しているところであります。

なお、内部評価の結果につきましては、一般の公募委員を含む外部有識者により組織する海津市行政改革推進審議会にて報告し、御審議をいただいております。中には厳しい御意見もいただいております。

議員御提案の市民目線による事業評価につきましては、当面は行政改革推進審議会に委ねてまいりたいと存じますが、将来にわたってより実効性が伴う行政評価のあり方については、今後も調査・研究をしてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

2点目の海津スマートインターチェンジの利活用についての御質問にお答えします。

東海環状自動車道西回りにつきましては、岐阜国道事務所にて事業を推進していただいております。養老ジャンクション・養老インターチェンジ間は、今年度に通通すると聞いております。

また、養老インターチェンジ以南は、議員仰せのとおり、開通見通しが公表されておられません。

御質問のまちづくりにかかわる住民、工業、商業、農業、観光等の幅広い分野の声を把握し、情報を共有して、連携・協力しながらまちづくりの課題解決に取り組む組織が必要ではにつきましては、本年度より新たに向こう10年間の計画を定めスタートしました「海津市第2次

総合計画」における重点施策の中でも、特に地域とにぎわいと活力の向上を重点的・優先的に取り組んでまいることとしております。

具体的には、スマートインターチェンジの設置により、平成27年度の県内の観光地点別ランキングで第4位の入り込み客数を誇り、インバウンド観光にも有効な集客力の高い千代保稲荷神社へのアクセス性の向上により、特に関西方面かや三重県方面からのアクセスに対して時間短縮効果が得られるほか、国道258号線の混雑緩和による市民の利便性の向上も期待されます。

これらストック効果を見込み、観光面につきましては、新たに観光資源発掘事業を創設し、ソフト・ハード事業に着手したところであります。

なお、東海環状自動車道のストック効果の最大化や地域の持続的なまちづくりを支援することを目的に、岐阜県・三重県により東海環状西回り利活用促進会議が昨年設立され、沿線市町の意見交換や情報共有などを行っております。

今後も同会議を活用しながら、本市としても東海環状自動車道全線開通に向けて市民の皆さんの御意見をお聞きする機会を設けたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（森 昇君） 橋本武夫君。

○9番（橋本武夫君） では、まず初めに行政評価についての再質問をさせていただきます。

市長から答弁いただきましたけれども、やはり行政評価の中で大事なことは、PDCAサイクルを回していく。常に計画をして、実施をして、改善をしていくというところが一番大事なところで、今、どれだけできたかというよりも、来年度でできるのかどうか、その次はどうなっていくんだろうかという改善の方向性を見ることが一番大事だと思うんです。ただ、そうだと思うんですが、今、海津市の行政評価報告書のまとめの中では、質問の中では平成28年度に書いてあることを上げさせてもらったんですけども、平成26年度、平成27年度、平成28年度、ほぼ同じことが書かれている。平成26年度から平成27年度の違うところは、まとめの1. 行政改革への活用と第三者の検証というタイトルが、平成27年度には第三者の検証という言葉がなくなっただけです。

それから、2の1行目、平成26年度はまちづくりを意識した事務事業の実施へというところで、冒頭に、今後、人口減少に伴う財政規模の縮小は避けられない状況を考えると、全事務事業をというふうが続くんですけども、平成27年度のそのまとめの2のところでは、今読んだ、今後、人口減少に伴う財政規模の縮小が避けられない状況を考えるとというところ

が1行分抜けているだけで、今後の課題が全く同じと。何かしらをして、PDCAサイクルを回して今後の課題が全く一緒ということは、ちょっと私は納得できないんですけども。

さらに、平成27年度と平成28年度を比較してみると、平成28年度の結果でいくと、今後の課題の中で、平成27年度にはあった、施策評価の目標達成状況において毎年度判定がよくない施策があり、対策が十分に講じられていない可能性がありますという今後の課題が平成27年度はありましたが、平成28年度には今後の課題という2行分がなくなっております。なくなっているということは、これは対策がとられてよくなったのかなあと思ったんですけども、この中身を見てみると、施策評価の分析でCとDの数の変化がなくて、そういったものを去年と同じ状況でありながら今後の課題からなくしてしまってよかったのかどうかというのも非常に問題、中身が同じであるのに評価が変わるということは、ちょっとこれもあり得ないと思うんですけども。要は、3年間、ほとんど中身が変わっていないまとめをされている、これはどうなのかな、本当にPDCAサイクルが回っているのかなというふうに疑わざるを得ない。

さっきも初めに言いました、PDCAサイクルを回して改善していくことが大事だと私は思っているんですけども、本当に改善がされていないのか、それとも事務事業としてこういった文章をつくる時間を省くためにコピーしてしまったのか、そのあたりのところをどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 昇君） 総務部長 青木彰君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（青木 彰君） 御答弁いたします。

今後の課題につきましては、事業を実施しております、それぞれの各課の課題を掲載しておるところでございます。

特に御質問、当初ありました直接的に予算の反映という部分につきましては、特に増額予算を伴います事務事業につきまして、財政当局によります予算査定時、それぞれの各課においてPDCAマネジメントサイクルを確実に実行しておりまして、それを反映し、予算編成に臨んできております。

しかしながら、市全体の限られた財源の中でそれを査定していく上におきましては、政策・施策を横断しておるものもあり、優先順位をつけて査定しているところが実情でございます。

そのようなことから、各課から上げてきております要望枠どおりに反映されない場合があり、それを課題として評価のほうに記載しているところがございます。

政策・施策を横断する場合の行政評価システム等は、今現在、検討しておりますが、そのまま改善せずに来ておるところでございます。

今後、この本算定における市全体の各課部政策・施策ですが、横断的な予算配分について

は、予算査定時交渉の中でこの行政評価シートを十分生かしていけるような仕組みを研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[9番議員挙手]

○議長（森 昇君） 橋本武夫君。

○9番（橋本武夫君） 今、いろんなところを調査・研究されていくというお話でございましたが、ということですので、1つ、行政評価制度で進んでいる秩父市の例をちょっと御紹介したいと思うんですけども、秩父市の行政評価の特徴というのは、先ほども海津市の中でも3つの目標ですね。市民への説明責任と透明性の確保、効率的で質の高い事業の実施、職員の能力向上と意識改革というふうに3つの目標が掲げてあります。これは一般的な行政評価制度のもとでは、この3つは必ず欠かせないものなんですけれども、秩父市は非常に進んでいるところだというふうに言われておりますけれども、この3つの目標の実現を目指すとともに、活用を前提とした行政評価システムという考え方に基づいた制度設計が必要であるということで、「事中評価」というものも実施しておられます。そのシートを使って予算編成の際に生かしているということで、秩父市のホームページからダウンロードすると、こんな記入例も書いてあって、記入例があるということは、その各課で同じ内容というか、同一の意識でこの記入をしていくという、研修からまずやってつくっていく。

この新年度の予算要求資料として、その事中の評価もするというので、予算編成に向けて行政評価を、積極的にその成果を取り込んでいく、直接的に結びつけていくという取り組みもされております。

ほかの市町でやられておるといふことは、海津市としても十分達成可能なことなのではないかなということでございます。

何度も言いますが、その改善していくことが大事ですので、しっかり調査・研究をしていただいて、よりよい行政評価の活用をしていただきたいなというふうに思っております。それを希望したいと思います。

それから、ついでに秩父市での外部評価の件もお知らせしたいと思います。

秩父市では関西学院大学の稲沢教授に行政経営アドバイザーをお願いしております。毎年毎年、行政評価に関して、この教授が外部から第三者の目で見たい評価をしていただいているということで、ここの評価だと、この先生が毎年講評されている資料も出ているんですけど、毎年毎年、やはり何かしら改善されて、ことしはここまでできたから、次はここを目指しましょうねということが、この先生によっても確実に明確に課題が示されているということで、非常に中身の濃い、真に役立っている行政評価になっているまちなんだなというふうに私は思っております。

先進的な例があるわけですから、今後、そういったものをしっかりと参考にしていただい

て、調査・研究をしていただきたいと思っておりますが、市長、どうですか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 橋本議員、御指摘をいただきまして、まことにありがとうございます。

やっぱりこの3つの目標を最初から果たせるのか果たせないのか、どこの段階で次へステップアップしていくのか、そういうことが必要であろうというふうに思っております。そういった意味で、先ほど御指摘をいただいたことを調査・研究して、即座にやっていきたいと思っております。

それから、なかなか事務事業も大なたを振るうといえますか、ある程度完成したものは、もうそれはそれでよしとしてやめていくとか、あるいはもっともっと発展させていけなくちゃいけないとか、あるいはいろんな考え方があろうかと思えます。そういったことを今度は職員の皆さんも意識していただけるように、さらにワンステップアップした形で進めていただけるとありがたいなあと思っております。御指導いただきましたことは、調査しまして、すぐに実行してまいりたいと思えます。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 橋本武夫君。

○9番（橋本武夫君） 市長、ありがとうございました。

もう一言、余分なことかもしれませんが、どうしても日本人はこういうものの評価というのは評価を気にするんですね。Aがいい、Bがいい、Cだとちょっと何かというふうに思われるのかもしれませんが、そこはやはりAだからいいというものではなくて、今後改善していくことが大事なんだから、BとかCでも別に構わないというふうに私は思っております。

現に秩父市では、予算が増額されるのはC評価、つまり秩父市の評価というのは、今後、この事業はこういうふうにしていきたいです。そのためには予算が要るんですというものがしっかりと出てこない、予算編成の時点でその両方が出てこないものに関しては、そもそも初めから認めないよということだそうでございます。行政評価の制度があるんですから、しっかり理解していただきたいなということを希望して、この質問は、まず終わりたいと思えます。

次に、海津スマートインターチェンジの利活用について、答弁の中でも市長から西回りの「第1回東海環状西回り利活用促進会議」というのが平成28年7月、いなべ市で開催されていると。参加されているのは、岐阜県、三重県のほかに19市21町、それから16の経済団体と、非常に多くの自治体を初め団体が参加されている会議であったというふうに伺っております。

その会議の成果の文書というものが出ておりまして、この会議がどういったことを目指して活動していくのかということで、当然御存じだと思うんですけれども、東海環状自動車道

の利活用に関する取り組み、それからインフラ整備のストック効果に関する取り組み、各種広報啓発活動等の実施をしていくということのほか、ここが私は一番言いたいところなんですけれども、4番目として、工業、商業、農業、観光等の幅広い生の声の把握ということをしていきたいと思いますということで、地域のまちづくりを効果的・効率的に実施するため、まちづくりに関する企業等の生の声を把握し、適切に対応することで企業等の生産性向上につなげる。関係機関が連携・協力し、まちづくりの課題解決に取り組み、よりよい地域を目指す。西回り全体でこういうことをやっていきたいと思いますということが決められたようですが、まさにこれの海津版を私はやっていただきたいなど。

つまり、スマートインターチェンジができる場所は海津市内でも一番端ではあるんですけれども、例えば観光振興で考えるならば、スマートインターチェンジを出る際に一度左折すれば、多少道はぐにやぐにやしますけれども、直進のみでお千代保稲荷まで到達します。それから、木曾三川公園へ行くには、258へ出るときと258を曲がるとき、2回進路変更をすれば到着します。スマートインターチェンジ一つができる、それによって、その効果が及ぶ範囲というのは非常に広いんじゃないかなというふうに思っております。一地域だけではなくて、これができることによって海津市全体が多くの効果が得られるような取り組み、特にこういった取り組みは、開通年度がはっきりしないとなかなかその弾みが見つからないというふうには聞いておりますけれども、それが決まってから慌ててやってもうまくいくというものではないと思っておりますので、質問の中でも言いましたけれども、工業団地が前進する見込みが出てきたということで、それに合わせて一日でも早く西回りが完成して、企業活動もしっかりできるような地域にしていくということが大事ではないかなと思っております。そういったことで、市民の声をしっかり聞いていただきたいというふうに私は思っております。どうでしょうか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 橋本議員がおっしゃるとおりでして、完成してからやっては遅いんでありまして、多分トンネルを掘るのに5年ぐらいかかります。その工事を始めて少し時間がかかるだろうと、当初の予測よりはですね。ですから、今から始めてちょうど間に合うのかなと思っていまして、そういった点では市民の皆さん方の御意見をお聞きする、そういった場所を数多く設けていけたらよいなあと、このように思っております。

企業さんは企業さんの情報とか、またお考え方があってしょうし、観光のほうは観光のほうで、そういったまた違う視点を持った方もいらっしゃると思っております、幅広く御意見をお聞きしながら、開通に向けて準備をしていきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 橋本武夫君。

○9番（橋本武夫君） ありがとうございます。

先ほど市長の最初の答弁にもありましたけれども、海津市の第2次総合計画の中で重点施策の1として地域のにぎわいと活力の向上のところに、「海津スマートインターチェンジの新設効果をまちづくりに取り込むために、既存企業のさらなる支援や企業の誘致を積極的に推進します。また、観光資源やイベントに磨きをかけることで海津ブランドを構築し」というふうにあります。こういったさまざまな地域のにぎわい、活力の向上の起爆剤となる海津スマートインターチェンジだと思うんですけれども、この辺、もう少し具体的に何かこういうことですよというふうなお話が聞けるならばお願いをしたいと思います。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 一つは、何年か前からいなべ市さんと産業祭で交流を始めております。それから、スマートインターに近いところでは、ことし、浄水公園の整備をしていって、浄水公園と清水池を何とか回遊できるような、非常に自然豊かな津屋川環境、これをぜひ市外の人たちにも知っていただきたいと思っております。

もう一つは、今、月見の里の月見台から見る月が百名月に指定されました。ことしの10月に、あそこから見る夜景が「夜景観光都市」の名称をいただける、申請をいたしておりますので、もう一つプラスの点ができるのかなあと、このように思っております。

特に月見の里南濃は、そのほかにもいろんなものがございまして、年間を通じてにぎわいをつくり出していけたらなあということで、今、あじさい祭というのをやっております。これは、今のアジサイは、「あじさいの小径」ですので、毎年植栽をして、アジサイをもっとふやしていって、そして市民の皆さん方に見ていただきたいと、このように思っております。

それから、7月1日にかなり新聞で報道していただきましたが、大樽川堤防を「平田靱負ロード」、桜を「平田靱負桜」として、毎年、海津市の桜の名所を、これはもっと宣伝していきたいと。出来山とか、羽沢、あるいは大樽川の桜とか、それから中江川の桜、それも順々にアピールしていきたいなあと思っております。

それからもう一つ、お千代保さんに早川邸というのがあります。これを何とか国指定の文化財にしてもらいたいなあ、今年度中に申請していきたいと思っております。そうしますと、日本最古の農村邸宅とお千代保さんのにぎわいと、それから大樽川堤防、さらには、本年度、道の駅「クレール平田」をリニューアルいたします。こういった回遊ができるような形のものをつくって回遊に、先ほどお話がありましたように、スマートインターからおりれば、お千代保さんまでは多分10分ちょっとで行けると思うので、そういったことも含めてですね。

さらには、今、堀田の再生をサービスセンターで行っていただいております、大江緑道、これも今完成に向けて国土交通省は事業を進めていただいております。



さらには、長良川の漕艇場、これは国のほうで、過日、オリンピック担当大臣が施設をつくったまちづくりを応援するというごさいます、その中でサービスセンターのあたりに、またにぎわいをもたらすようなものをできないかと、今、職員で一生懸命検討しているところごさいます。

そういったように、今あるものに磨きをかけていく、さらに今ある施設をいかに回遊していただけるような形のものをつくっていただけるかということです。

それと、私は、海津市は、まち全体が非常にきれいなところだと思っています。これは市民の皆様方の御努力によるものが大きいんですけども、ほかのところからいらっしゃると、「海津市は本当にきれいやなあと」、皆さんがおっしゃいます。そういったところは、この地に住んでおられる方は当然だと、これが当たり前だと思われるかもしれませんが、そうではなくて、これはやっぱり皆さん方が努力してまちをきれいにしているんだと、このように思っております、そういったところも、過日、こんなきれいなところで平らなところなんだから、もっともっと考え次第では人を呼べるんじゃないか、そういうお話も承っております、これもまた職員と一緒に考えていきたいと、このように思っております。

#### [ 9 番議員挙手 ]

○議長（森 昇君） 橋本武夫君。

○9 番（橋本武夫君） 今、市長の言い分をいろいろとお話をしていただきまして、ありがとうございました。

実は西回りの利活用に関する地域活性化プロジェクトのパンフレットの中に、地域づくり、高速アクセスの強化、産業振興、観光振興というさまざまなプロジェクトが載っているんです。民間、自治体と合わせて80ぐらいのプロジェクトが載っているんですけども、その中にあるのは、海津市は駒野工業団地の一つだけということで、非常にそういった取り組みがおくれているんじゃないかなというふうに心配しておりましたが、今の市長の答弁を聞きまして、そういったことも進めていただいているんだなということで若干安心するところごさいますけれども、今後とも一生懸命やっていただきたいというふうに希望したいと思ひます。

それから、先ほど行政評価のところちょっと最後に言い忘れまして。市側のほうにはあいうことを言ひましたけれども、議員としても行政評価を有効活用しているとは言えない状況であることは、いろいろと反省しなければいけないところであろうと思ひしております。職員さんが時間と手間をかけてつくっていただいた行政評価制度の成果を今後は決算・予算等の審議等に十分に活用していくというふうなことは、議員としても当然これからやっていかなきゃいけないのかなというふうに思ひしております。議員としても今後のそういった課題

に取り組んでいきたいと思っておりますので、市のほうにおいても行政評価制度の結果を活用した行財政改革というものを推進していただきたいというふうに希望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） これで橋本武夫君の質問を終わります。

---

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（森 昇君） 続きまして、4番 堀田みつ子君の質問を許可します。

堀田みつ子君。

〔4番 堀田みつ子君 質問席へ〕

○4番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、私からは2項目についてお尋ねいたします。

1点目には国民健康保険についてであります。

医療保険制度改革関連法によって平成30年度から岐阜県が国民健康保険の保険者となり、市の国保行政を統括・監督する仕組みが導入されます。

県から国保事業に必要な費用を納付金として割り当てられ、納付金負担額は、市の医療費水準、被保険者の所得水準、被保険者数を指標に算定されます。医療費水準は、年齢構成の相違による差を事前に調整し、年齢調整後の医療費水準を出した上で指標にされるとの説明ですが、納付金の負担額に直接反映させることで医療給付費がふえれば保険料負担にはね上がるという仕組みが一層明確になります。

納付金は、100%完納が義務づけられ、保険料の収納額が予定を下回った場合も納付猶予や減額を認められず、新設される財政安定化基金から貸し付けを受けるよう指導されます。財政安定化基金は、保険財政が苦しい自治体に臨時の貸し付けを行い、それを自治体の保険財政から返済させるという仕組みで、基金があるのだから公費の独自繰り入れは必要ないという口実になると同時に、保険財政の不足を保険料の引き上げで補わせる圧力として機能すると考えられます。

こうした仕組みが滞納者への差し押さえや保険証の取り上げなど、収納対策の強化に駆り立てる理由になると考えられます。

さらに、納付金の負担額の提示と同時に、市町村ごとの標準保険料率が公表されることになっています。あくまで参考であり、市町村に従う義務はないと厚生労働省の説明はあるものの、こうした県によるあるべき保険料水準の提示は、給付費削減や住民負担の強化が迫られると考えます。

新制度のもとで県は国保運営方針を策定し、国保の効率化、標準化、広域化を指導することになります。厚生労働省は、2016年4月、この国保運営方針の基本的考え方を示す「国保

運営方針ガイドライン」を策定しました。そこで強調されているのが国保財政の赤字の解消です。

国保の赤字の一つとして国が規定している決算補填等目的の法定外繰り入れについて、どのように対応するのかを細かく指示しています。法定外繰り入れについて、解消すべき繰り入れと続けてもよい繰り入れに分類しています。保険料の収納不足や医療費の増加については、財政安定化基金からの貸し付けで対応し、繰り入れはやめる。市町村の自主判断による保険料の負担緩和、任意給付、独自の保険料減免などへの繰り入れは、国保運営方針に基づき、計画的に削減・解消する。今後、法定外繰り入れは、国が認めている被災者や失業者に対する一時的な保険料減免、保健事業、基金積み立てなどに限るという方針を打ち出しています。

平成27年度、全国の市町村が実施した法定外繰り入れは、総額3,856億円でした。そのうち、新制度で財政安定化基金の貸し付けに置きかえらとされている繰り入れは285億円、国保運営方針に基づく削減・解消の対象になる繰り入れは2,749億円、合計3,034億円が厚生労働省が解消を求める繰り入れということになります。その中で一番大きな部分を占めるのは、保険料の負担緩和を目的とした繰り入れが2,496億円です。

海津市も保険料の負担緩和のための法定外繰り入れをしています。厚生労働省の繰り入れ解消計画が実行されれば、保険税のさらなる引き上げが起こるものと考えられます。

国保では、加入者は貧困なのに保険料は高いという構造的矛盾が深刻となり、有識者が制度疲労を指摘する状況となっています。そうした国保の現状をあらわしているのが国保加入世帯の職業構成と平均所得の変化です。

1960年代、国民皆保険制度がスタートしたころ、国保の世帯主は農林水産業と自営業が多数派でした。現在では、年金生活者などの無職と非正規労働者などの被用者が合わせて8割近くを占めるようになっていきます。

平均所得は、1990年代前半をピークに下がり続け、今や130万円台に落ち込みました。その一方で、1人当たりの国保料は上がり続けています。

保険原理に基づく民間医療保険では、低所得者や有病者など保険弱者が多く加入する保険者ほど保険料が高くなります。社会保障の仕組みである公的医療保険では、こうした逆転現象を防止するため、国庫負担の投入で財政安定化と負担緩和を図ることが原則とされています。実際、現行の国保制度が始まった1960年代、政府は、無職者が加入し、保険料に事業主負担もない国保を保険制度として維持するには相当額の国庫負担が必要であると社会保障審議会「1962年勧告」で宣言していました。

ところが、政府は、国保の総収入に占める国庫負担割合が1980年代は50%を超えていたものが、国保財政に対する国の責任を後退させ続け、現在では25%以下に引き下げてきました。

加入者の貧困化の中でも見直されることはなく、国保は、財政難、保険料の高騰、滞納増という悪循環から抜け出せなくなっているのです。

政府がいかに医療費の削減を言っても、今後の高齢化や医療技術の進歩を受け、現在、年間9.1万円である国保の1人当たりの保険料は、2025年には11.2万円に引き上がるというのが内閣府の試算です。高過ぎる国保料（税）を抜本的に引き下げ、将来にわたって保険料高騰を抑えていくには、国庫負担金を引き上げ、国保の財政構造を根本的に変えるしかありません。

国庫負担増の必要性については、今回の国保改革を協議する席で全国知事会が政府に1兆円の国庫負担増を要求するなど、幅広い共通認識になっています。知事会の要求どおりに予算が投入されませんでした。平成27年度から実施している低所得者対策の1,700億円に加え、子どもの被保険者が多い自治体への支援、財政安定化基金の造成、保険者努力支援制度の創設などに向けた1,700億円の予算を投入することで、合計3,400億円の公費支援を行うとしています。

たとえ3,400億円の公費投入が行われるとしても、それと引きかえに市町村の独自繰り入れが削減、解消されたのでは、国保の構造的矛盾は改善されません。

協会けんぽなど他の医療保険と比較しても国保の保険料負担率が高いことは、医療保険改革法の審議に際して厚生労働省が提示した資料でも明らかです。示された資料には、各医療保険の加入者1人当たりの平均保険料を加入者1人当たりの平均所得で割った平均保険料負担率は、市町村国保9.9%、後期高齢者医療制度で8.4%、協会けんぽ7.6%、組合健康保険5.3%となっています。

海津市の保険税額でいうならば、平成27年に提示されたモデルケース、65歳以上加入者2名、所得100万円、固定資産税2万8,000円のシミュレーションでは、年間16万4,880円の保険税額で、所得の16%を超えています。世帯にかかってくるのは国保税だけではありません。

そこで、次の点について尋ねます。

県から納付金は提示されたのでしょうか。保険税率について、固定資産税に基づく資産割の見直しはされますか。また、子育て支援への逆行が指摘されている均等割について、子どもの分の均等割をなくす方向で見直せませんか。

国からの公費投入、海津市へはどれくらいの予算規模が予想されますか。海津市は法定外繰り入れを行っていますが、新制度がスタートすれば、解消すべき繰り入れと続けてもよい繰り入れに色分けされて、繰り入れ解消を求める圧力を受けることとなります。しかし、地方自治を規定した憲法のもと、市が実施する福祉的施策を政府がとめることはできないという原則は守られるのではありませんか。2015年4月16日、衆院本会議、17日、衆院厚生労働委員会で、新制度の導入後も国保会計への公費繰り入れは、自治体で御判断いただくという

厚生労働省の答弁があります。国保会計への一般会計からの公費繰り入れを継続するべきではありませんか。

国庫負担増の必要性は、幅広い共通認識になっています。市としても政府に対して国庫負担増を求めていただきたいが、いかがでしょうか。

2項目め、駒野工業団地についてです。

5月19日の全員協議会において、駒野工業団地開発事業に係る債務負担行為についての報告がありました。

報告内容は、1. 庭田地区における用地取得について、用地の地権者全員から用地譲渡の基本合意を得られたこと、2. 今後、岐阜県土地開発公社が本事業を推進させるためには事業資金が必要となるが、市の債務保証がなければ金融機関から資金を借り入れることができないので、およそ21億円を限度額とする債務負担行為補正に際し、定例会に関係議案を提出する準備を進めていること、3. 議決の後、県土地開発公社と締結した基本協定及び細目協定を一部変更する必要があるとのことでした。

協定の変更内容は、事業期間を「平成29年度まで」を「平成31年度まで」に延長し、事業費を「19億円」から「21億円」に変更、市の責任と負担において実施する関連公共事業については、「道路舗装」を「道路整備」に変更とありました。

そこで、次の点について尋ねます。

事業期間を2年延長とありますが、事業を完成して完売をする見通しはあるのでしょうか。その保証はどこにありますか。

2. 限度額を19億から21億と2億円も引き上げた、その理由をお聞かせください。

道路整備は、市の責任と負担で実施とあります。21億円以外の予算となりますが、負担額の見通しは。また、水道は市の単独事業との説明もありました。その予定額はどのようになりますか。

以上、この2項目についてお願いいたします。

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の1点目の国民健康保険についての御質問にお答えします。

国民健康保険制度は、議員仰せのとおり、医療保険制度改革関連法によって平成30年度から岐阜県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことにな

ります。

それでは、制度改革に伴う1つ目の御質問、県からの納付金の提示、保険税率の資産割、均等割の見直し等についてでございますが、現在の予定では、本年8月に県において試算し、その後、市町村との調整がございますので、当市国保運営協議会においてその都度状況を説明してまいりたいと思っておりますが、見通しといたしましては、最終的に平成30年1月に提示される予定になっております。

また、その後、当市国保運営協議会で協議し、平成30年第1回定例会において国保税率の改正（案）を提案させていただく予定としております。

資産割につきましては、平成27年第4回定例会の一般質問でお答えさせていただいておりますが、当市の国保税は、地方税法の規定に準じ、海津市国民健康保険税条例において課税額を定めております。

当市の保険税率や算定方式は、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式を採用しております。

資産割は、土地及び家屋の固定資産税に対し賦課されるもので、景気の動向に左右されやすい所得割と異なり、安定的な財源となります。県下におきましても、35の市町村が採用しており、平成27年度の本市の決算においては、積算額の約8%が資産割によるものとなっております。

しかしながら、全国的に資産割廃止の自治体が拡大しておりますし、県の試算においても所得割と被保険者均等割の2方式及びそれに世帯別平等割を加えた3方式で示される予定と聞いておりますので、今後、その状況や県下の市町村の動向を見きわめて、当市国保運営協議会に諮っていきたいと考えております。

また、同時に子どもの分の均等割の方向性についても、同様に国保運営協議会に諮っていきたいと考えております。

次に、2つ目の御質問、国からの海津市への公費投入の予算規模、海津市における一般会計からの公費繰り入れについてでございますが、平成30年度の国からの当市への公費投入の予算規模につきましては、制度改革に伴い、今のところ国・県から示されておられませんので申し上げることができませんので、御理解をお願いいたします。

また、本市における一般会計からの公費繰り入れにつきましては、以前にもお答えさせていただいており、基本的には同様の回答になりますが、国民健康保険法により国民健康保険は、特別会計を設け、国保に関する収入及び支出について経理することを規定しており、医療費の支出には、国・県・市等からの一定の負担とともに、保険制度の趣旨である相互扶助の観点からも被保険者の負担が原則です。国民健康保険特別会計に一般会計会計その他繰入金をどこまで投入するかといったことは、他の医療保険に加入の市民の方との均衡もあり、

制度改正にかかわらず慎重に考慮する必要があります。

議員仰せの「国保運営方針ガイドライン（案）」の赤字の解消については、国が都道府県に示したのですが、現状では岐阜県がまだその方針を示しておりませんので、当市における一般会計からの公費繰り入れについても具体的に言及することはできませんが、引き続き十分な医療サービスを受けられることはもとより、市と県の適切な役割分担がなされ、持続可能な制度としていくための改革が前進するよう動向を注視してまいります。

次に、3つ目の御質問、市としての政府に対しての国庫負担増の要望についてでございますが、以前にもお答えしておりますが、岐阜県市長会では、国に対して、厳しい財政運営を強いられている市町村国保について、国民健康保険事業の安定的かつ継続的な運用ができるよう、財政基盤強化策のさらなる充実強化を図ることを求め、また新たに平成30年4月からの市町村国保の都道府県単位化に向けて、共同保険者と位置づけられた県と市町村による運営体制の効率化・広域化を円滑・迅速に確立するため、広域行政を担う都道府県が果たす役割をより明確化することを求めています。

なお、県に対しましても、市町村国保の都道府県化に向けて、保険料の統一的運用や作業工程を示すなど、積極的に市町村間の調整を図り、環境整備をすることなどを決議し、要望書を東海市長会及び岐阜県知事に提出しております。

また、東海市長会通常総会におきましても、県市長会要望を受け、厳しい財政運営を強いられている市町村国保について、都道府県単位化に移行するまでの間においても国民健康保険事業の安定的かつ継続的な運用ができるよう、財政基盤強化策のさらなる拡充強化を図ることを求めるとともに、安定的で持続可能な医療保険の実現のため、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を早期に実現することを求め、その間においても安定した国民健康保険事業の運営のため、従来の枠を超えた国庫負担の引き上げ等、財政支援措置の充実化を図り、新たな地方負担や保険負担の増加を招かないようにすることなどを求めることを決議し、全国市長会に要望書を提出しており、全国市長会として国に対して要望いたしております。

このように、あらゆる機会を捉え、国民健康保険事業の安定的な運営を実現するために、国の財政支援等のさらなる充実強化を求めて要望活動を行っているところでありますので、御理解をお願いいたします。

2つ目の駒野工業団地についての御質問にお答えします。

1つ目の事業を完成して完売する見通しについてお答えします。

駒野工業団地開発事業が当初計画から大幅におくれ、市民の皆様に御心配をおかけしていることを改めておわびを申し上げます。

事業の完遂については、今回、議案提出いたしました岐阜県土地開発公社事業資金借入金債務保証の債務負担行為について議決いただければ、早々に事業進捗に係る事務処理を行っ

てまいります。

完売する見通しについてですが、まず平成28年の岐阜県の工場立地状況を申し上げますと、立地件数が41件で全国6位、立地面積が37ヘクタールで全国11位であります。特徴としましては、西濃地域への立地件数が11件と、前年の6件から大幅に増加しており、立地面積では西濃地域が13.7ヘクタールと、最も多い状況となっております。

ただ、好調な企業立地の結果、分譲可能面積が大幅に減少し、新たな工場用地の確保が喫緊の課題となっております。本年4月には、岐阜県企業誘致戦略に基づき、西回りエリア工場用地開発推進連絡会が設置され、東海環状自動車道西回りの延伸に伴い、増加するであろう工場用地のニーズに応えるべく体制づくりが整おうとしています。このような状況を踏まえ、分譲地の早期完売は可能であると考えております。

2つ目の限度額の変更についてお答えします。

岐阜県土地開発公社との基本協定書の締結からはや9年が経過し、その間、社会情勢が激変しており、震災の影響やオリンピックの特需による資材、人件費の高騰、消費税率のアップ等の事情により、概算事業費につきまして、19億円を21億円に変更するものです。

3つ目の道路整備の負担額と水道の予算額についてお答えします。

駒野工業団地アクセス道路の整備については、社会資本整備交付金や合併特例債を活用し、できる限り市の実質負担額を少なくしていく所存ではありますが、詳細設計がまだできておりません。水道の予算額につきましても、詳細設計がまだできておりませんので、お答えいたしかねますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それでは、国保についての理念的なところで一つはお聞きしたいんですけれども、先ほど市長は相互扶助だと、この国保の制度を言われました。しかし、相互扶助ではなくて、最初にこの制度が始まったときは、社会保障審議会でいろんな審議だとかいろいろ、社会保障として始まったことであると考えますけれども、その点について、やはりきちんとこれが相互扶助だ、それぞれ入っている人たちの相互の助け合いだというふうな、そのような認識では、本当のところ、この国保を何とかしていくというふうなことにはならない。それこそ弱者が入っていれば、保険料は高くなってしまふ、弱くなってしまふ。先ほども保険原理に基づく民間医療、こういうことではないので、ぜひその点の認識は改めていただきたいなあというふうに思っております。

それから、まだ県のほうから試算が出されていない。本当にぎりぎりで、多分実際、国保



の担当のところは大変だと思うんですね。

そういう中でも、今、資産割のほうは、ぜひこれは見直していただきたいということと、それとともに、子どもの分の均等割の金額というのは、人数と大体これぐらいの金額ですよというふうな、そういうのはわかりますでしょうか。その点をちょっとお願いします。

○議長（森 昇君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 資産割の見直しの件につきましては、先ほど答弁のほうでもお答えさせていただきましたように、県のほうの率の提示を待って、国保運営協議会のほうとも協議を進めていきたいというふうに考えております。

それから、子どもの均等割については、ちょっと子どもさんだけの均等割というのは把握しておりません。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 県のほうのまだこのいろんな考えが出ていないからというふうですけれども、国保の運営協議会のほうにいろんな、今後、急いで示していかなくちゃいけないんじゃないですか。それなりに、腹づもりというんじゃないですけれども、当然資産割をなくした何かとかというふうな形は、それなりに考えてみえないんでしょうか。

それとともに、均等割の分は、金額として別に出ていないというふうでしたら、大体国保に係る子どもさんの人数とかというのは、結局のところはどれくらい見えるのかというのは把握されているでしょうか。

○議長（森 昇君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 資産割の見通しですね。実は県のほうの提示が国からの公費投入と絡めて数字が出てくるはずですので、そちらの県のほうへの公費の投入についても、今、不確定要素が非常に多くて、普通調整交付金といたしまして、約6,000億円ぐらいが平成27年度でもあるんですけれども、その交付方法等も決まっておきませんので、多分試算がその後しか出てこないのので、国保運営協議会に出せる段階も、8月の試算を待ってみたいとわからないという現状でございます。

それから、国保加入のお子さんの人数については、ちょっと把握をしておきませんので、よろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） ちょっと調べていただければなと思っております。

それと、次の法定外の繰り入れのことなんですけれども、この場合の一応解消していくというふうなことに話が、要は海津市が行っているような形というのは解消するべきというよ

うな形になっているように思われるんですけども、それでもこの解消するための何年とか、まだ猶予はあるよとか、そういうことも全くわからないということでしょうか。

それとともに、続けてもよい繰り入れというふうなものも言われている中に、基金を積み上げるといふようなことがよいものの中に入っているようなことを聞いているんですけども、そこら辺のところは、基金の積み立てのほうに回して行って、やっぱりその後の国保をきちんと対応していくためにというふうなことは考えられるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（森 昇君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 赤字の解消の期間等は、国が県に示した運営方針を見ておりまして、特に具体的には出ていませんので、県のほうからも示されることはないのかなというふうに思っております。

それから基金についても、一応ガイドラインの中にはあるようですが、国からの交付金等の額によって納付額、保険税もそれから決めていったときに、その基金が必要になるかどうかというのも、何しろ国の交付金、それから市からの納付金がある程度決まっていなくて何とも言えないような状況でございますので、お願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 今のお答えを聞いていると、特にいつまでにやりなさいよというふうなものがない。そういう中で、最終的に国保は、はっきり言って退職した方だとか、それから健康を害されて離職しなくちゃいけないような、そういう方を全部受け入れていく、そういう保険制度じゃないですか。そういうことから考えたら、やっぱり一つのセーフティネットの保険制度なので、やはり市民の方からの税金を投入しても、それはおかしくないとは私は考えるんですけども、その点について、ぜひとも法定外の繰り入れということを持続けていただく。それこそ自治体で御判断いただくというふうなこともございますので、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、時間も少なくなっておりますので、駒野工業団地についてお尋ねしたいんですけども。

それでは、スケジュール、工程表というのを、前に早く出しますよというふうに言ってみえましたが、いつごろまでに出せるのか。

それとともに、西回りの人数というふうなこととか、いろいろ言われましたけれども、実際にいつごろまでに出していただけるのでしょうか。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 開発協議が調いましたら、速やかにお出ししたいというふう

に思っておりますので、よろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 速やかにですね。

それでは、これは何点かお尋ねしておきましたので。

それから、もう一つは限度額の問題なんですけれども、資材だとか人件費がアップしたから、この引き上げたというふうに言われました。それとともに、これは六鹿議員も聞かれた中に、この仮置きのところは転圧をかけないで、それをする費用はかけていないので、それをやらなくちゃいけないし、仮置きは仮置きなので、それに対する費用が1億どれだけ要るんじゃないかというふうなことを言われておりましたし、それとともに、最初に、そういう仮置きじゃなくて、きちんとしっかりと圧をかけてつくるというふうな費用は、もともと事業費に含まれていたというふうに言われるんですけれども、実際のところ、それプラス、この21億円の限度額にしたという、要は20億六千万どれだけという限度額にしたというふうな理由が、やっぱりいま一步よくわからないのは、これまで市が4億円融資しています。それも含めて、それとか公社が出した4億円弱のその金額も含めた、この金額が21億円というふうに考えるんですか。その点をお願いします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 公社の総事業費が最大限に見積もって21億円というふうに考えてもらって結構でございます。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 要は、その分を合わせた事業費としての金額というふうに考えるわけですね。

じゃあ、この21億円、先ほどこの西濃では11件あって13.7ヘクタールだとか、この県内では41件、37ヘクタールとかというふうに言われましたけれども、例えばここの単価だとか、今、21億円かかって、この12.6ヘクタールに何社来るのかちょっとわからないんですけれども、例えば1社なら1社としたら、21億円払わないかんわけですよ。それは可能だと考えるわけですよ、ちょっとお願いします。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 当初の質問でお答えしたとおりでございますが、十分可能だという金額になるということで、可能ということで判断しております。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それでは、例えば他地域の、この坪単価ってたしか5万5,000円ぐらいかな、ちょっといま一步計算がすぐできないので、この坪単価と他地域での坪単価の比較というふうな、そういった資料だとかというのは持ってみえますか。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 他地域との比較も公社のほうでいたしておりまして、この金額なら可能だろうというようなところまで下げております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それでは、その他地域との可能だろうという単価だとか、そういう資料は出していただけるということですね。スケジュール表とともに、当然出されるというふうで考えてよろしいでしょうか。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） そのときになったらお示ししたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それでは、先ほど売れるわよというふうに言われましたけれども、じゃあ公社で塩漬けになっている土地というのは5年とか10年とか、実際に平成19年、平成20年のときには、ちょっと調べたんですけれども、それも結構あったんですね、そのときも。そういうような5年、10年、塩漬けになっているような土地というふうなことの把握はされていますでしょうか。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 市町村から委託を受けた公社の塩漬けについては、今、解消されておるといふふうに聞いております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それは売れて解消されたというふうに考えてよろしいでしょうか。

それで、そのほかに解消できなかった場合というのも、やっぱり当然リスクは考えておかなくちゃいけないんですけれども、5年、10年と土地開発公社が持つておってもらえる。さらに、そうなると金利を払っていかなくちゃならなくなるんですけれども、そういったときの対応とかというのは市として考えてみえますでしょうか。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 済みません、塩漬けといえますのは、事業が進まなかった事

業が進んでいるという意味でございますので、そちらのほう、ちょっと誤解を招くような発言をしまして申しわけないです。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 事業が進んでいるというふうなのはということなの、ちょっと…

とりあえず事業が進んで、そして分譲しましたよ、でも売れませんでしたよというふうなのはというふうに考えてみえるわけですね。

じゃあ、そういうふうな塩漬けの土地というのはあるということですね。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 済みません、塩漬けの土地ではなくて、今、これから進もうとしている土地がほかにございますので、今、海津市と同じような状況でございます。

[4番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） そういういろんなところがある中で海津市が選ばれるというふうなことが本当にあるのかどうかというふうなことは疑問なので、もう途中で、これでやめたらどうやというふうに言われる方もありますので、その点も含めて考えてください。終わります。

○議長（森 昇君） これで堀田みつ子君の一般質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を1時15分にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(午後0時05分)

---

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

(午後1時12分)

---

◇ 飯 田 洋 君

○議長（森 昇君） 1番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

[1番 飯田洋君 質問席へ]

○1番（飯田 洋君） それでは、議長のお許しを得まして、私は海津市の基幹産業「農業」の将来に向けて、次の3点について市長にお尋ねをいたします。

本市の基幹産業は、農業であります。圃場整備事業を終えてから18年が経過します。大区

画化された圃場では、田植えを終え、青々とした水田が広がっています。隣では黄色く色づいた小麦が収穫を待っています。

インターネット上では、「大区画化による大規模水田経営で国際競争を勝ち抜く岐阜県海津市」。

基盤関連では、農地の用排水改良や大区画化等によって大型機械の導入が可能となり、省力化とあわせた生産性の高い大規模営農を展開。

生産現場では、大区画化により大型機械の導入が可能となることで、水稻・小麦・大豆の2年3作体系が実現。小麦の作付面積では、事業実施前の昭和53年から昭和55年当時と最近年、平成25年から平成27年を比較すると約36倍。大豆の作付面積でも、同じく事業実施前の昭和53年から昭和55年当時と最近年、平成25年から平成27年を比較すると約22倍の作付面積となり、それぞれ飛躍的に増加。

加工・流通では、JAが中心となり、主に岐阜県で栽培されるハツシモを「木曾三川米」としてブランド販売。

担い手関連では、関連圃場整備事業の実施を契機として農地集積が進展、高須輪中の農地2,984ヘクタールのうち、営農組合や法人等の担い手への農地集積率は、約8割を超える。数値は、東海農政局調べ及び岐阜県のホームページ、平成27年3月末時点と紹介されています。

そして市では、現在、集落営農組織は、営農組合から法人化に向け取り組みが進む中、岐阜県就農支援センターと連携した新規就農者の発掘や、多面的機能支払交付金に取り組む活動組織、36組織（平成28年3月31日現在）の活動が展開されています。

しかし、このような中、一部の特に畑地では耕作放棄地が見受けられ、中には隣地の耕作に影響を与えている面が出てきていると思われます。耕作放棄地、これは過去1年以上作付せず、耕作する考えのない農地、同じように農地として遊休農地、耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作に供されないと見込まれる農地、農地法に基づく指導範囲の耕作放棄地プラス低利用農地がありますが、いずれも有効利用がされていない農地であり、まして圃場整備事業区域内であれば残念なことであります。

今般、農業委員会等に関する法律の改正法が昨年4月1日に施行されてから、新たな農業委員会制度の始まりに際し、農業委員会は、その主たる任務である、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要として、新しい委員さんの就任に向け進めてこられました。

その第1に、事務の重点化が掲げられております。農地等の利用の最適化の推進に関する事務を農業委員会の最も重要な事務として位置づけられました。

農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生の防止・解消及び新規参入の促進とあります。

そこで、現在、多面的機能支払交付金に取り組む活動においても遊休農地の発生の防止・解消に取り組まれています。市内ではどのような状況にあるのか。

そこで、第1点、過去5年間の遊休農地の発生の推移状況はどのような傾向にあるのか。

なお、地目上、農地のうち畑とは、作物を栽培する目的のため供されている農耕地で用水を利用しないで耕作する土地とあり、具体例として野菜や穀物を栽培する畑のほか、果樹園、桑園、茶園等が該当します。また、梅林、竹林、芝生については、これらの栽培管理を目的とするものであれば畑と認定とあります。

そこで、特に南濃町山麓の畑からは、道の駅「月見の里南濃」の店頭に時々の本市の特産品が並びます。ミカン、柿、茶、タケノコ等があります。しかし、現状では、畑のうち野菜や穀物を栽培する普通畑と区分として、これらの果樹園等での遊休農地はどのような現状にあるのでしょうか。

この畑（果樹園等）の作物（果物）は、山に生息する猿、鹿、イノシシの食料でもあり、通常の肥培管理のほかに、これらけもの被害からの防護対策費がかさむ厳しい状況がうかがえます。

そこで、第2点、普通畑とは別に本市の特産品であるミカン、柿等の果樹園の現状についてお尋ねをいたします。

第3点として、これら遊休農地に対してこれまでの発生の防止・解消にとられてきた主な対応策についてお尋ねをいたします。

以上、3点についてよろしくお尋ねをいたします。

○議長（森 昇君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の海津市の基幹産業「農業」の将来に向けてについての御質問にお答えします。

1点目の過去5年間の遊休農地の発生の推移状況はどのような傾向があるのかについてお答えします。

遊休農地につきましては、御質問の中で申されておりますが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地と農地法では定義されています。

市内の遊休農地の推移でございますが、毎年、農業委員会で実施しております利用状況調

査によりますと、平成24年度は、筆数379筆、面積22.3ヘクタール、内訳としましては、海津地区30筆、1.5ヘクタール、平田地区5筆、0.2ヘクタール、南濃地区344筆、20.6ヘクタール。

平成25年度、327筆、19.8ヘクタール、内訳は、海津地区27筆、1.4ヘクタール、平田地区8筆、0.7ヘクタール、南濃地区292筆、17.7ヘクタール。

平成26年度、299筆、16.4ヘクタール、内訳は、海津地区13筆、0.8ヘクタール、平田地区13筆、0.8ヘクタール、南濃地区273筆、14.8ヘクタール。

平成27年度、296筆、15.7ヘクタール、内訳は、海津地区16筆、0.5ヘクタール、平田地区12筆、0.6ヘクタール、南濃地区268筆、14.6ヘクタール。

平成28年度、485筆、26.1ヘクタール、内訳は、海津地区18筆、0.6ヘクタール、平田地区13筆、0.8ヘクタール、南濃地区454筆、24.7ヘクタールとなっています。

平成27年度までは減少傾向にありましたが、平成28年度は、平成27年度に比べ本市全体で10.4ヘクタール増加しております。

次に、果樹園等の遊休農地がどのような現状であるかにつきましては、本市の果樹園等のほとんどは南濃地域に分布し、大半が非農用地区域、いわゆる白地であります。樹園地の一部で農道整備が進んでいるものの未整備となっております。したがって、水田等と比較して特に果樹園では、農業機械の使用に限界があり、農作業は重労働であると考えております。

また、農業従事者の高齢化や農業後継者の担い手不足等も深刻であります。最近では、適正に管理されていないことから害虫の発生源となっていたり、枯れ草による火災への懸念や、一部の遊休農地が原野化して害獣がすみついたりするなど、さまざまな問題の発生原因となっている現状がございます。

次に、2点目の普通畑とは別に本市の特産品であるミカン、柿等の果樹園の現状についてお答えします。

2015年農林業センサスの販売を目的とした農産物の作付状況調査では、当市の温州ミカンの農業経営体数は212経営体、栽培面積は69ヘクタール、柿の農業経営体数は153経営体、栽培面積は37.88ヘクタールとなっています。

また、西美濃農業協同組合にミカンを出荷している蜜柑部会員は、平成28年度現在130名で、栽培面積は37.7ヘクタール、柿部会員は、平成28年度現在112名、栽培面積23.27ヘクタールとなっています。

いずれも栽培面積は減少しており、主な要因としては、農業従事者の高齢化、不在地主の増加、農業後継者や担い手といった農業者の不足などがあります。その背景には、議員御指摘のとおり、有害鳥獣の増加、また農産物価格の低迷など、農業を取り巻く厳しい環境が考



えられます。

次に、3点目のこれらの遊休農地に対してこれまで発生防止・解消にとられてきた主な対応策についてお答えします。

農地法では毎年1回の農地利用状況調査が義務づけられており、8月から9月に農業委員と事務局が市内全域の調査を行い、遊休農地の現状把握に努めております。

遊休農地を放置しますと、雑草の繁茂による病虫害や鳥獣被害、火災の原因や不法投棄などが発生するおそれがあることから、市報等で農地の適正管理についての啓発に取り組んでおります。

近年は適正に管理されていない農地の近隣住民からの相談が寄せられるケースもございますが、その都度、現地調査を行い、所有者と面会等をして適正管理に関する指導を行っております。

さらには、平成26年の農地法改正に基づき、毎年実施する利用状況調査により判明した遊休農地の所有者に対し、アンケートや対面により利用意向調査を実施しています。その調査結果については、農地利用の増進が図られるよう、公的機関である農地中間管理機構に情報提供を行い、農地の集約化等を推進しております。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 最初に、過去5年間の遊休農地の発生状況、それから果樹園の遊休地の現状についてお答えをいただきました。

この耕作放棄地、今回は遊休農地と表現をしますが、ミカンについては第1回定例会の折にも質問がございました。数値、面積等について、また対策についても答弁がありましたが、私は今回も遊休農地とミカンの2点について関連してお尋ねをしてみたいと思います。

第1点の遊休農地の発生状況、今、5年間の経緯をお聞きしまして、ほとんどが市内、南濃町であり、地目別ではございませんが、畑であり、果樹園であろうと思います。

水田の場合は、圃場整備によって大区画化、大型機械の導入、営農組合から法人化に向けた取り組みが進み、現状は当初に申し上げたとおりでございます。

今、お答えをお聞きしまして、南濃町内が市内遊休農地の大部分を占めておりますが、さらに南濃町に限って見てみますと、ここ数年、遊休農地の発生が減少傾向でありましたが、今の答弁で、平成27年から平成28年にかけての数値が特別に増加しておりますけれども、これは特別な原因があったのでしょうか。こういった原因、あるいはその内容をつぶさに検証することも、この遊休農地の発生防止、解消の対策につながるのではないかと思いますの

で、この特に平成27年から平成28年にかけて特別に増加した原因がわかりましたらお答えを  
いただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 農業委員会事務局長 菱田昭君。

○農業委員会事務局長（菱田 昭君） 御答弁申し上げます。

平成27年度から平成28年度の遊休農地の南濃における増加につきましては、先ほど市長の  
答弁にございましたけれども、高齢者による農作業ができないとか、また草刈り等をいつも  
やってみえる方が維持管理ができなくなったようなことを農業委員さんが聞いております。  
大部分はこのことでふえたということでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 最近の傾向で、当初に答弁をいただきました、今の課樹園の遊休地の  
現状の中で、高齢化、あるいは担い手不足、管理不足、いろいろな形の傾向が平成27年から平  
成28年に向けて顕著にあらわれたのではないのかなあと、そのように思います。

次に、第2点のほうでお答えをいただきました普通畑とは別に、本市の特産品であるミカ  
ン、柿等の現状について、今の農業センサスでの作付の現状とといいますか、ミカンについ  
ては212経営体、69ヘクタール、そして出荷につきましては、平成28年度は130名で37.7ヘク  
タールというふうにお聞きしました。私も少し調べてみたんですが、調査の仕方、あるいは自  
主申告とといいますか、捉え方の相違で数値が若干違っておりますけれども、長年のミカンの  
変化の状況がわかります。

2017年、平成29年2月17日公表の農水省の数値、昭和48年からの経緯がございますけれ  
ども、岐阜ミカン、一番最盛期は昭和54年当時でございますけれども、結果樹面積は229ヘク  
タールございました。これを指数100に置きかえますと、31年後の平成21年度は106ヘクタ  
ール、指数にして46.3に減っております。そして、36年後の平成26年、おととしては93ヘク  
タールということで、指数にして40.6ということで、まさに半分以下でございます。

さらに、この出荷量の数値もございます。一番最盛期の昭和54年、出荷量は5,336トンと  
いうことで、これを指数100に置きかえまして、同じように31年後の平成21年度になります  
と1,670トンということで、31.1に減っております。そして、36年後の同じく平成26年にな  
りますと1,130トンということで、指数にして21.2ということで、まさに5分の1というよ  
うな状況でございます。

こういった状況の中で、岐阜県も果樹種のみかん、岐阜県果樹農業振興計画というのが平  
成23年3月に作成してあります。これによりますと、みかんについては目標年次が平成32年  
ということで、平成21年度を基礎にして10年計画でございますけれども、栽培面積が平成21  
年度は111ヘクタールが平成27年度は100ヘクタール、平成32年度、10年先には100ヘクター

ルをそのまま、平成27年度の数値を維持するというところでございます。

また、生産量についても、平成21年度は2,170トン、これを指数100ですけれども、同じように平成27年度は2,200トン、さらに平成32年はこの2,200トンを維持するというところで、岐阜県の振興計画がなっております。

遊休農地の発生防止解消は、裏返せば振興策、事業の推進につながっていきますが、この岐阜県の振興方針としまして、品種構成の見直し、それから貯蔵ミカンの品質向上、さらには中晩かんきつの導入、隔年結果対策による安定生産、さらには市場出荷、直売、宅配等多元流通の促進、こういうのが振興計画の対策で上げられております。

そこで、こういった振興策を進める上で考えられるのが国・県の補助事業がございますが、普通、農業といいますとトラクター等の農業機械の購入とか、あるいはハウスの設置の補助、あるいは共同利用の農協での施設の設置等が考えられますが、果樹園といいますか、ミカン農家では、例えばこの振興対策にあります貯蔵ミカンの品質向上がありますが、個人での貯蔵庫の利用もありますが、大量均一な品質の維持・保持には大型の共同施設も必要になってくると思いますが、先ほどミカンは212経営体というような、経営体という表現をされましたんですけれども、この経営体に対して補助事業のメニューといいますか、またこの利用へのPR、最近の果樹園に対するこういった国・県の補助事業の利用実績といいますか、こういったものの現状はどのような状況にあるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 昇君） 農林振興課長 河合敏明君。

○産業経済部農林振興課長（河合敏明君） 御質問がございました柿、ミカンに対する国や県の補助でございますが、まず初めに、本市独自の補助といたしましては、中山間地域等果樹植栽事業費補助金というものがございます。本補助金の概要は、中山間地域において農業生産活動等を維持しながら耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の増進を図るため、農業生産活動を行う農業者への補助金、具体的に申しますと、本市の推奨作物でありますミカン、柿、梅、サンショウ、ブルーベリー、イチジク、ギンナン、クリ等を対象といたしまして、一定基準以上植栽された場合に補助を交付するというものでございます。

また、先ほど県の果樹農業振興計画書で掲げてあるミカンの振興方針については、議員御指摘のとおり、品種構成の見直しや、貯蔵ミカンの品質向上、市場出荷、直売等の流通の促進などということが上げられておりますが、品種改良などに関する県の補助事業というのは、現在、特にないようでございますが、西濃農林事務所農業普及課などの指導をいただき、栽培技術や品質向上に努め、競争力のあるブランド品づくりに力を入れていきたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 先ほどの数値から今の10年計画、最盛期の昭和54年当時から比べますと、非常に面積、生産量も減っておりますけれども、この岐阜県の振興計画、平成27年度の栽培面積、先ほどお聞きしました69、県の平成27年度の計画では90ということで若干違いますけれども、こういった数字が似通っておる。県の振興対策といいますか、そういったことも若干成果を上げているのではないかなあというふうに思いますけれども、ぜひ今の振興対策、補助事業を利用しまして、県の目標の平成32年、この平成27年度の数値を、ぜひ栽培面積、生産量ともに維持をしていただけますように、ひとつお願いをしたいと思います。

続きまして、先ほどの遊休農地の発生防止解消にとられてきた主な対策ということで、現状の把握調査、市報での啓発、あるいは住民との相談、所有者に対してのいろいろ意向調査とか、あるいは農地中間管理機構への集約化の情報提供というようなことをお聞きしましたんですけれども、平成29年度新規事業の中で農地利用状況調査地図作成委託料、金額は47万7,000円でございますけれども、農業委員会ではこれまでの調査では、平田・海津は土地改良区、南濃は土地宝典を利用してきたということで、新年度では税務課の公図閲覧データを利用して遊休農地防止解消に当てる目的で作成すると、そういったことで予算委員会での説明を受けましたんですけれども、新しく地図作成によって遊休農地解消の調査は、より現状の詳細把握が必要だと思いますけれども、こういった地図の利用によってこれまでとは違った、あるいはどのような新しい利用の調査を考えておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 昇君） 農業委員会事務局長 菱田昭君。

○農業委員会事務局長（菱田 昭君） 農地利用状況調査地図作成について御答弁申し上げます。

農業委員会がこれまでの調査に利用していた図面は、議員仰せのように、平田・海津地区は高須輪中土地改良区の宝典、南濃は民間の古い宝典を、それぞれA3サイズにコピーしたものを利用してまいりました。

今回、更新する地図の内容は、税務課の地番図データを利用して、航空写真に農地の地番、地目、面積を印刷するものでございます。

昨年までは分筆や合筆、または転用などで現地での確認に時間を要し、特に南濃の面整備がされていない高地は、地図との整合にかなり時間を要しましたが、地図の更新により作業をスムーズに行うことができ、現地調査の時間短縮も図られ、精度の高い調査となります。

また、遊休農地防止に向け、あらかじめ地図から現場を確認し、農地パトロールのときに農地一筆ごとの所在地と実態を把握し、所有者に対して適切な農地管理の指導が行えます。耕作者が死亡、あるいは遠隔地に転居した農地についても、遊休農地となる前に農地所有者に対して担い手に結びつけるよう働きかけ、遊休農地の発生防止、解消に努めてまいります。

ので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） 航空写真を利用して、あるいは地番、パトロールを一筆ごとということで、遊休農地の調査結果、位置、分布等がより詳しくわかる、その結果を地図上にあらわして、それをよりよい方向に持っていかれ、振興につなげていただきたいと思います。

次に、果樹園での状況をお聞きしました。農業振興施策予算中には、有害獣防護施設設置事業は30万円ほどですけれども、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は298万2,000円ほどの平成29年度の補助事業等がありますが、経営といいますか、営農、運営面において水田においては、営農組織は営農組合から法人化に向けた取り組みが進んでおります。

ところで、果樹園の法人化の動向といいますか、どのような状況にあるのでしょうか。他のミカンの特産地では、数戸の生産農家での組織化の状況も紹介されております。水田の場合とは違うところもあると思いますが、この数戸の生産農家での組織化は、遊休農地の発生を抑え、岐阜県果樹農業振興計画の平成32年目標を上回る施策につながることになりませんか。また、他の産地のモデルの活用とか、あるいは特産品振興施策、6次産業化等、これら大いに取り組んでいく課題があると思いますが、今、水田のほうでは進んでおります法人化、この果樹園の法人化も海津市のミカンの栽培面積を守っていく上から必要ではないかなあと。果樹園の法人化の動向について、どのような状況にあるのかお尋ねしたいと思います。

それと、最初に大部分が白地という言葉をお聞きしましたんですけれども、この白地というのは集約・法人化に少なからず影響があると思うんですけれども、この果樹園を将来守っていく上で法人化による形もいいのではないかなあと思うんですけれども、この動向について、現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 本市における現状について御報告します。

本市においての中山間地域に広がるミカンや柿などの果樹の農業法人化については、実績が残念ながらございません。岐阜県内においても、クリ、ナシ、イチゴ、ブドウなどの栽培・販売をする農業法人はございますが、柿やミカンを主要作物とした生産している農業法人は、現在のところ確認できておりません。御報告いたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） 若干、私たちも少し水田のほうにつきましては、今の形で、当初に申し上げましたように、非常に海津市の農業は飛躍的な、あるいは作付面積についても、先ほどインターネットの状況を紹介しましたんですけれども、遊休農地の多い果樹園について、

これを守っていく上でも、この法人化、よその産地では紹介事例がありますんですけども、一つの方策ではないかなあと、そのように思いますので、できるところから、ひとつこの産地の産業を守る意味で進めていただきたい、そんなように思います。

遊休農地の防止、解消を、農業、とりわけ地場産業の果樹園、ミカンの振興につなげていきたい、そんな思いで質問してまいりました。ただ、これまでとは農地の所有の仕方、あるいは利用の仕方、収益の上げ方、個人から集団、法人、そういったように、農地、土地については変わってきました。変わらざるを得ない時代に私はなってきたと思います。土地は収益をもたらして所有することに意味があると思います。不動産、動かざる財産ということですけれども、持ち方によっては「負動産」になりかねません。

白地という言葉も聞きましたんですけども、いろいろ農地につきましては、農業投資をしたものについてはいろいろと制約がございますけれども、不動産、土地は、場所を動かして、あるいは移して利用の方法もあると思います。農業委員会ではあっせんという事業もありますが、私は土地利用という事業も頭をかすめます。前議会での答弁で、今後も地域特産品のPRや地産地消の推進を図り、全国に向けてのPR活動や情報発信に力を入れていくという答弁がございました。さらに、県の振興施策を進めるとともに、新しい農業委員会制度、新しい農業委員さんのもとで海津市の基幹産業の農業が国際競争に打ち勝つ岐阜県海津市にますます育っていきますよう期待をしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） これで飯田洋君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、予定されておりました一般質問は全て終了いたしましたので、6月13日は休会とし、次回は6月19日午前9時に再開しますので、よろしくお願いいたします。

どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後1時51分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成29年 8月30日

議 長 森 昇

署 名 議 員 伊 藤 誠

署 名 議 員 服 部 寿

